

人事委員会年報

平成 28 年度

名古屋市人事委員会

目 次

| | | |
|-----|----------------------|----|
| 1 | 委員会 | 1 |
| (1) | 委員 | 1 |
| (2) | 委員会の開催状況 | 1 |
| 2 | 事務局 | 7 |
| (1) | 組織 | 7 |
| (2) | 事務分掌 | 7 |
| (3) | 予算 | 8 |
| 3 | 人事委員会規則の制定等 | 9 |
| (1) | 規則の一覧 | 9 |
| (2) | 平成 28 年度の規則等の制定等 | 10 |
| 4 | 職員に関する条例の制定改廃に関する意見 | 12 |
| 5 | 任命権者からの申請に基づく承認 | 13 |
| (1) | 職員の勤務時間及び休暇に関する条例関係 | 13 |
| (2) | 職員の給与に関する条例関係 | 14 |
| (3) | 職務に専念する義務の特例に関する条例関係 | 14 |
| (4) | 職員の任用に関する規則関係 | 15 |
| 6 | 職員の給与に関する報告及び勧告 | 16 |
| 7 | 公平審査 | 19 |
| (1) | 勤務条件に関する措置の要求 | 19 |
| (2) | 不利益処分についての審査請求 | 19 |
| (3) | 訴訟 | 20 |
| 8 | 職員からの苦情の申出及び相談 | 21 |
| (1) | 制度の趣旨 | 21 |
| (2) | 職員からの苦情の申出及び相談の件数 | 21 |

| | | |
|-----|---------------------------|----|
| 9 | 職員団体の登録 | 22 |
| (1) | 登録職員団体一覧 | 22 |
| (2) | 登録事項の変更 | 22 |
| 10 | 労働基準監督機関としての職権行使等 | 23 |
| (1) | 号別区分 | 23 |
| (2) | 性能検査等 | 24 |
| (3) | 解雇予告除外認定 | 25 |
| 11 | 職員の退職管理について | 26 |
| 12 | 任用 | 27 |
| (1) | 試験等の概要 | 27 |
| (2) | 採用競争試験及び採用選考の実施状況 | 27 |
| (3) | 昇任選考等の実施状況 | 28 |
| (4) | 転任試験及び転任承認の実施状況 | 28 |
| (5) | 条件付採用期間の延長及び臨時的任用の更新の実施状況 | 29 |
| | [任用別表] | 30 |

凡 例

※内容について

特にことわりのないものは、平成 28 年度の内容を示す。

※法令の略称について

地公法：地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）

設置条例：名古屋市人事委員会設置条例（昭和 26 年名古屋市条例第 26 号）

会議規則：名古屋市人事委員会会議規則（昭和 26 年人事委員会規則第 2 号）

組織規則：名古屋市人事委員会事務局組織規則（昭和 26 年人事委員会規則第 3 号）

労基法：労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）

安衛法：労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）

ボイラー則：ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年労働省令第 33 号）

クレーン則：クレーン等安全規則（昭和 47 年労働省令第 34 号）

※年月日の記載方法について

[例] 28.12.12＝平成 28 年 12 月 12 日

S41.10.7＝昭和 41 年 10 月 7 日

1 委員会

地公法第7条第1項の規定に基づき、昭和26年6月7日、設置条例が公布施行された。人事委員会は、任命権者の人事権が適正に行使されるよう審査、勧告などを行う中立的で専門的な人事機関であり、行政的権限(人事行政に関する調査・報告、給与等の勤務条件に関する研究、人事機関及び職員に関する条例の制定・改廃についての意見の申出、人事行政に関する勧告、競争試験・選考の実施)、準司法的権限(職員の勤務条件に関する措置要求の審査・判定・必要な措置をとること、職員に対する不利益処分に対する審査請求の裁決)、準立法的権限(人事委員会規則の制定)を有する(地公法第8条第1項及び第5項)。

(1) 委員

委員会は非常勤である3人の委員をもって組織する。委員の任期は4年であり、その選任方法は人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、市長が議会の同意を得て任命する(地公法第9条の2第1項、第2項及び第10項、設置条例第2条)。

委員会においては、委員会を代表する委員長を互選しているほか、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたとき、職務を代理するものとして、委員長により委員長職務代理が指定されている(地公法第10条第1項及び第3項)。

| 職名 | 氏名 | 在任期間 | 備考 |
|-----------------|-------|---|-----------|
| 委員長 | 細井 土夫 | 25. 3. 12～25. 7. 7 (1期) 25. 7. 8～ (2期) | 弁護士 |
| 委員 (委員長職務代理) | 西部 啓一 | 26. 6. 12～ (1期) | 元上下水道局長 |
| 委員 | 圓生 和之 | 27. 7. 22～ (1期) | 名古屋商科大学教授 |

(平成29年4月1日現在)

(2) 委員会の開催状況

委員会は、原則として委員全員の出席によって開催し、議事は委員の過半数で決する(地公法第11条)。原則として毎週1回開催される定例会と臨時に開催される臨時会があり、平成28年度においては、定例会が41回開催された(会議規則)。

| 回 | 開催年月日 | 議事 |
|--------|-----------|---|
| 第1回定例会 | 28. 4. 11 | 協議事項 1 行政文書の公開について 2 平成28年度名古屋市職員「第1類・免許資格職採用試験」の試験案内について 報告事項 1 平成28年度名古屋市職員「第1類・免許資格職係員転任試験及び能力認定試験」の実施について 2 職員リクルーター制の実施について |
| 第2回定例会 | 28. 4. 19 | 協議事項 1 平成28年職種別民間給与実態調査について 2 職務に専念する義務の免除の承認について 報告事項 1 大都市人事委員会連絡協議会委員長会議における大都市労連連絡協議 |

| 回 | 開催年月日 | 議 事 |
|---------|-----------|---|
| | | 会との会見について |
| 第3回定例会 | 28. 4. 26 | 報告事項 1 「民間給与の調査方法について」の要望書について 2 平成27年度職員からの苦情の申出及び相談の処理結果について 3 平成28年度県市人事委員会事務局審査課連絡会議の報告について 4 名古屋市教育委員会事務局職員採用選考案内（任期付職員）について |
| 第4回定例会 | 28. 5. 12 | 協議事項 1 勤務時間等の特例の承認について 2 事務局職員の勤務時間の特例等に関する規程の一部改正について 審理事項 1 平成28年4月17日付けで提出された勤務条件に関する措置の要求について |
| 第5回定例会 | 28. 5. 19 | 協議事項 1 名古屋市内民間事業所特別調査の実施について 2 係長昇任選考における試験問題漏えいの再発防止について 3 平成28年度名古屋市職員係長昇任選考実施要綱・平成28年度転任試験実施要綱について 4 採用選考（医事職・課長級）の合否決定について 報告事項 1 勤務延長の状況の報告について 2 平成28年度名古屋市職員「第1類・免許資格職採用試験」申込状況について |
| 第6回定例会 | 28. 5. 24 | 協議事項 1 臨時休暇の承認について 2 行政文書の公開について 報告事項 1 名古屋市職員労働組合連合会からの申し入れについて 2 職員リクルーターの登録状況について |
| 第7回定例会 | 28. 6. 8 | 協議事項 1 平成28年度名古屋市職員「第2類・免許資格職採用試験」の試験案内について 2 平成28年度名古屋市職員「職務経験者採用試験」の試験案内について 報告事項 1 平成28年度名古屋市職員「第2類・免許資格職係員転任試験」の実施について |
| 第8回定例会 | 28. 6. 13 | 協議事項 1 名古屋市内民間事業所特別調査の実施について 2 一般職の任期付職員の採用の承認について（教育委員会事務局子ども応援委員会制度担当部子ども応援室 指導主事） |
| 第9回定例会 | 28. 6. 23 | 協議事項 1 昇任選考合否決定について 2 採用選考（医事職・課長級）の合否決定について |
| 第10回定例会 | 28. 7. 5 | 協議事項 1 平成28年度名古屋市職員「第1類・免許資格職採用試験」「第1類・免許資格職係員転任試験及び能力認定試験」第2次試験対象者決定について 報告事項 1 平成28年の春季賃金改定率等に関する各種調査結果について 2 学校事務職に係る係長昇任選考の実施について |

| 回 | 開催年月日 | 議 事 |
|-----------|-----------|--|
| 第 11 回定例会 | 28. 7. 12 | 協議事項 1 学校事務職の係長昇任選考に係る特例選考に関する人事委員会規則案に関する意見について 2 身体障害者を対象とした行政職（事務）及び学校事務職の採用選考の承認及び「身体障害者を対象とした採用選考」試験案内について |
| 第 12 回定例会 | 28. 7. 20 | 協議事項 1 職員の給与に関する報告及び勧告について 2 学校事務職の係長昇任に係る特例選考に関する規則の制定について 3 平成 28 年度名古屋市学校事務職係長昇任特例選考実施要綱について 報告事項 1 平成 28 年職種別民間給与実態調査の実施状況について 2 日本労働組合総連合会愛知県連合会からの申し入れについて 3 平成 28 年度消防職係長昇任選考・係長転任試験の受験状況について |
| 第 13 回定例会 | 28. 7. 26 | 協議事項 1 職員の給与に関する報告及び勧告について 2 行政文書の公開について 報告事項 1 平成 28 年春季賃金改定率・一時金に関する各種調査結果について |
| 第 14 回定例会 | 28. 8. 3 | 協議事項 1 職員の給与に関する報告及び勧告について |
| 第 15 回定例会 | 28. 8. 9 | 協議事項 1 職員の給与に関する報告及び勧告について 報告事項 1 人事院勧告について |
| 第 16 回定例会 | 28. 8. 16 | 協議事項 1 職員の給与に関する報告及び勧告について 2 平成 28 年度消防職係長昇任選考 第 1 次試験合格者決定について 3 名古屋市博物館における学芸員（写真映像）の採用について 報告事項 1 自治労連名古屋ブロック協議会からの申し入れについて |
| 第 17 回定例会 | 28. 8. 19 | 協議事項 1 職員の給与に関する報告及び勧告について 報告事項 1 愛知県労働組合総連合からの申し入れについて 2 大都市人事委員会連絡協議会事務局長会議における大都市労連連絡協議会からの申し入れについて |
| 第 18 回定例会 | 28. 8. 24 | 協議事項 1 職員の給与に関する報告及び勧告について 2 解雇予告除外認定について 3 昇任選考合否決定について 4 平成 28 年度名古屋市職員「第 1 類・免許資格職採用試験」「第 1 類・免許資格職係員転任試験及び能力認定試験」合格者決定について 報告事項 1 平成 28 年度名古屋市職員「第 2 類・免許資格職採用試験」、「職務経験者採用試験」及び「身体障害者を対象とした採用選考」申込状況について |
| 第 19 回定例会 | 28. 8. 25 | 協議事項 1 職員の給与に関する報告及び勧告について |
| 第 20 回定例会 | 28. 9. 1 | 協議事項 1 職員の給与に関する報告及び勧告について 報告事項 |

| 回 | 開催年月日 | 議 事 |
|-----------|------------|---|
| | | 1 自治労名古屋市連合労働組合からの申し入れについて |
| 第 21 回定例会 | 28. 9. 13 | 協議事項 1 平成 28 年度消防職係長昇任選考 第 2 次試験合格者決定について 報告事項 1 名古屋市任期付職員（医師）募集案内について |
| 第 22 回定例会 | 28. 9. 20 | 協議事項 1 係長昇任選考の見直しについて |
| 第 23 回定例会 | 28. 9. 30 | 協議事項 1 平成 28 年度名古屋市職員「第 2 類・免許資格職採用試験」「第 2 類・免許資格職係員転任試験」第 2 次試験対象者決定について 2 平成 28 年度名古屋市職員「職務経験者採用試験」第 2 次試験対象者決定について 3 平成 28 年度「身体障害者を対象とした名古屋市職員採用選考」第 2 次試験対象者決定について 報告事項 1 平成 28 年度係長昇任選考・係長転任試験申込状況について 2 平成 28 年度学校事務職係長昇任特例選考申込状況について 3 名古屋市教育委員会事務局職員採用選考案内（任期付職員）について |
| 第 24 回定例会 | 28. 10. 20 | 協議事項 1 職員の任用に関する規則の一部改正について 報告事項 1 平成 27 年度決算認定審査について 2 名古屋市職員薬剤師（臨床研究管理担当）募集要項について |
| 第 25 回定例会 | 28. 11. 1 | 協議事項 1 平成 28 年度名古屋市職員「職務経験者採用試験」第 3 次試験対象者決定について 2 平成 28 年度名古屋市職員「身体障害者を対象とした採用選考」合格者決定について 3 研究職における研究員の職の採用について 報告事項 1 他の地方公共団体の人事委員会の報告及び勧告について 2 平成 29 年職種別民間給与実態調査の調査対象事業所名簿作成について |
| 第 26 回定例会 | 28. 11. 16 | 協議事項 1 平成 28 年度名古屋市職員「第 2 類・免許資格職採用試験」「第 2 類・免許資格職係員転任試験」合格者決定について 2 平成 28 年度名古屋市職員「職務経験者採用試験（保育 I）」合格者決定について 報告事項 1 大都市人事委員会連絡協議会課長会議における大都市労連連絡協議会からの申し入れについて |
| 第 27 回定例会 | 28. 11. 21 | 協議事項 1 平成 28 年度係長昇任選考・係長転任試験の受験状況について |
| 第 28 回定例会 | 28. 12. 1 | 協議事項 1 職員の任用に関する規則の一部改正について 2 平成 28 年度名古屋市職員「職務経験者採用試験（保育 I 以外）」合格者決定について 報告事項 1 平成 28 年 11 月定例会 個人質問について 2 名古屋市職員（経営戦略担当主査）募集要項について 3 採用選考（名古屋市博物館における学芸員（写真映像））の結果につ |

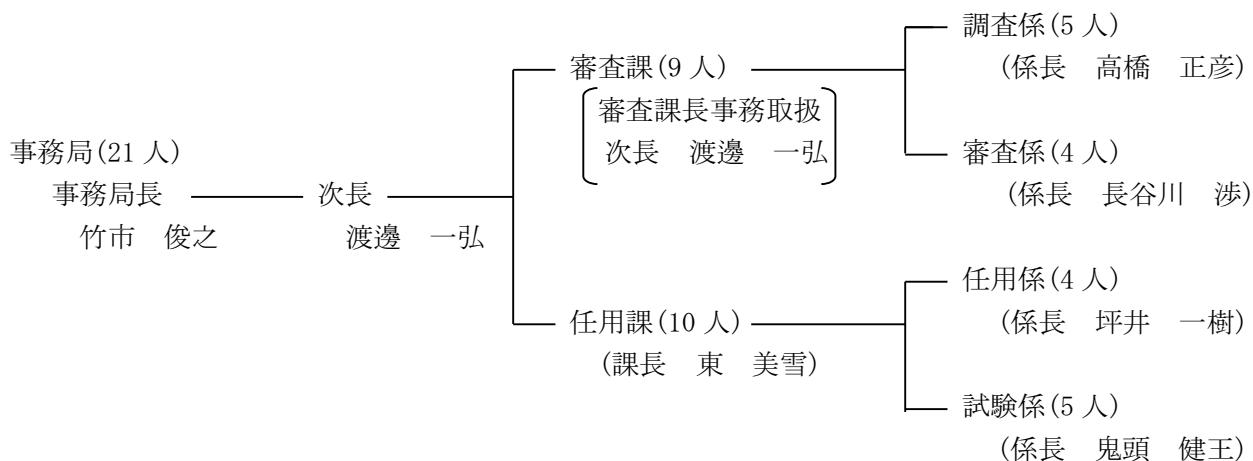
| 回 | 開催年月日 | 議 事 |
|-----------|------------|---|
| | | いて |
| 第 29 回定例会 | 28. 12. 14 | 協議事項 1 平成 28 年度係長昇任選考・係長転任試験 第 1 次試験合格者決定について 2 平成 28 年度学校事務職係長昇任特例選考 第 1 次試験合格者決定について 3 採用選考（医事職・課長級）の合否決定について 4 病院局における行政職主事（言語聴覚士）の採用について 5 一般職の任期付職員の採用の承認について（保健所長（部長級）） 6 一般職の任期付職員の更新の承認について（教育委員会事務局子ども応援委員会制度担当部子ども応援室 指導主事） 7 一般職の任期付職員の採用の承認について（教育委員会事務局子ども応援委員会制度担当部子ども応援室 指導主事） 報告事項 1 名古屋市教育委員会事務局職員採用選考案内（任期付職員）について |
| 第 30 回定例会 | 28. 12. 22 | 協議事項 1 職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部改正について 2 職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部改正について 3 人事委員会における懲戒処分取扱方針の一部改正について 4 職員の任用に関する規則の一部改正について |
| 第 31 回定例会 | 29. 1. 6 | 協議事項 1 職員の給与に関する報告及び勧告について |
| 第 32 回定例会 | 29. 1. 19 | 協議事項 1 採用選考（薬剤職・係長級）の合否決定について 2 採用試験制度のあり方について 報告事項 1 名古屋市役所業務ガイダンスの開催について |
| 第 33 回定例会 | 29. 1. 24 | 協議事項 1 宿日直手当の支給に関する承認について 2 採用選考（学芸職・課長級）の合否決定について 3 採用選考（行政職・係長級）の合否決定について |
| 第 34 回定例会 | 29. 1. 31 | 協議事項 1 職員からの苦情の申出及び相談に関する規則の一部改正について 報告事項 1 平成 28 年 年末一時金に関する各種調査結果について |
| 第 35 回定例会 | 29. 2. 7 | 協議事項 1 平成 28 年度係長昇任選考・係長転任試験 第 2 次試験合格者決定について 2 平成 28 年度学校事務職係長昇任特例選考 第 2 次試験合格者決定について 3 平成 29 年度名古屋市職員採用試験日程について |
| 第 36 回定例会 | 29. 2. 13 | 協議事項 1 職員の給与に関する条例の一部改正に対する人事委員会の意見について 2 解雇予告除外認定について 3 係長昇任選考の見直しについて 4 一般職の任期付職員の採用の承認について（教育委員会事務局子ども応援委員会制度担当部子ども応援室 指導主事） 報告事項 1 採用選考（病院局における行政職主事（言語聴覚士））の結果について |

| 回 | 開催年月日 | 議 事 |
|-----------|-----------|--|
| 第 37 回定例会 | 29. 2. 21 | 協議事項 1 転任試験（研究職・係員級）の合否決定について 報告事項 1 採用選考（研究職研究員（獣医））の結果について |
| 第 38 回定例会 | 29. 3. 6 | 協議事項 1 平成 29 年度名古屋市消防職係長昇任選考・係長転任試験実施要綱について 2 一般職の任期付職員の更新の承認について（児童福祉センター中央児童相談所主幹（緊急介入担当）、観光文化交流局ナゴヤ魅力向上担当部ナゴヤ魅力向上室長及び同局観光交流部主幹（国際展示場整備構想等担当）） 3 一般職の任期付職員の他の職への任用の承認について（病院局管理部主幹（経営戦略担当）） 報告事項 1 平成 29 年 2 月定例会 個人質疑について 2 平成 29 年度組織改正・定員の概要について 3 平成 29 年度人事委員会事務局の予算及び定員について |
| 第 39 回定例会 | 29. 3. 22 | 協議事項 1 職員の任用に関する規則の一部改正について 2 職の設置承認について 3 昇任選考合否決定について 4 転任承認等について 5 勤務延長の期限延長の承認について 6 「日本国籍を有しない職員の任用上の取扱いに関する規程」等の改正に係る意見について 7 採用選考（行政職・部長級）の合否決定について 8 採用選考（医事職・課長級）の合否決定について 9 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 10 管理職手当の支給に関する承認について 11 職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部改正について 12 職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部改正について 13 給料の調整額の支給に関する承認について 14 正規の勤務時間の割振り変更等について 15 解雇予告除外認定について 報告事項 1 職の廃止について |
| 第 40 回定例会 | 29. 3. 27 | 協議事項 1 教員出勤簿処理規程の改正に伴う承認について 2 不利益処分についての審査請求に関する規則の一部改正について 3 職員の退職管理に関する規則の一部改正について 報告事項 1 平成 29 年 2 月定例会 予算委員会の審議について 2 名古屋市職員採用試験（試験区分：消防）における受験資格について |
| 第 41 回定例会 | 29. 3. 30 | 協議事項 1 消防職係長昇任選考の実施要綱の改正について 報告事項 1 日本労働組合総連合会愛知県連合会からの申し入れについて |

2 事務局

委員会には事務局が置かれる(地公法第12条第1項)。本市事務局における組織及び事務分掌は、次のとおりである(組織規則)。

(1) 組織



(平成29年4月1日現在)

(2) 事務分掌

審査課

調査係

- 1 人事委員会の委員及び会議に関する事。
- 2 事務局の人事に関する事。
- 3 文書の收受及び発送並びに公印の管守に関する事。
- 4 給与に関する報告及び勧告に関する事。
- 5 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する事。
- 6 厚生福利制度に関する事。
- 7 給与支払の監理に関する事。
- 8 職員団体の登録等に関する事。
- 9 労働基準監督機関の職権行使に関する事。
- 10 退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する事。
- 11 他課係の主管に属しない事。

審査係

- 1 事務局の予算決算に関する事。
- 2 勤務条件に関する措置の要求に関する事。
- 3 不利益処分についての審査請求に関する事。
- 4 職員からの苦情の申出及び相談に関する事。
- 5 退職管理に関する事。

任用課

任用係

- 1 任用制度及び人事記録に関すること。
- 2 昇任選考に関すること。
- 3 係長以上の段階の転任試験等に関すること。
- 4 人事評価に関すること。
- 5 研修に関すること。
- 6 他係の主管に属しないこと。

試験係

- 1 採用試験及び採用選考に関すること。
- 2 転任試験等(他係の主管に属するものを除く。)に関すること。
- 3 採用候補者名簿に関すること。
- 4 条件付採用期間の延長に関すること。
- 5 臨時的任用に関すること。

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

(3) 予 算

平成 29 年度 予 算

| 科 目 | | 予算額(千円) |
|-----------|------------|---------|
| (節) | | |
| (款)総務費 | 報 酬 | 8,660 |
| | 給 料 | 76,256 |
| (項)総務管理費 | 職員手当等 | 72,352 |
| | 共 済 費 | 27,735 |
| (目)人事委員会費 | 報 償 費 | 112 |
| | 旅 費 | 1,668 |
| | 交 際 費 | 20 |
| | 需 用 費 | 6,021 |
| | 役 務 費 | 2,018 |
| | 委 託 料 | 561 |
| | 使用料及び賃借料 | 5,197 |
| | 備品購入費 | 183 |
| | 負担金補助及び交付金 | 1,937 |
| | 合 計 | 202,720 |

3 人事委員会規則の制定等

人事委員会は独立した行政機関として、法律又は条例に基づき、その権限に属する事務に関し人事委員会規則を制定する権限を有する(地公法第8条第5項)。現在制定されている規則の一覧並びに平成28年度の規則、達及び通知の制定等は次のとおりである。

(1) 規則の一覧

| | |
|---------------------|---|
| 委員会 | <p>名古屋市人事委員会公告式規則(昭和26年人事委員会規則第1号)</p> <p>名古屋市人事委員会会議規則(昭和26年人事委員会規則第2号)</p> <p>名古屋市人事委員会事務局組織規則(昭和26年人事委員会規則第3号)</p> <p>名古屋市人事委員会の権限に属する訴訟事務の委任に関する規則(平成18年人事委員会規則第4号)</p> <p>名古屋市人事委員会公印規則(昭和26年人事委員会規則第4号)</p> <p>名古屋市人事委員会聴聞規則(平成6年人事委員会規則第5号)</p> <p>名古屋市人事委員会事務局職員の職名及び補職名規則(昭和34年人事委員会規則第2号)</p> |
| 任用 | <p>職員の任用に関する規則(昭和33年人事委員会規則第1号)</p> <p>編入市町村職員の採用に関する規則(昭和38年人事委員会規則第4号)</p> <p>試験企画委員等に関する規則(昭和28年人事委員会規則第7号)</p> <p>一般職の任期付職員の採用等の承認に関する規則(平成15年人事委員会規則第5号)</p> |
| 勤務時間、休暇 その他の勤務条件 | <p>職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則(昭和26年人事委員会規則第11号)</p> <p>出勤簿処理規則(昭和26年人事委員会規則第15号)</p> |
| 分限及び懲戒 | <p>職員分限条例施行規則(昭和33年人事委員会規則第9号)</p> <p>外国の地方公共団体の機関等への職員の派遣に係る協議及び報告に関する規則(昭和63年人事委員会規則第1号)</p> <p>公益的法人等への職員の派遣等に係る報告等に関する規則(平成14年人事委員会規則第1号)</p> <p>定年による退職の特例に関する規則(昭和60年人事委員会規則第1号)</p> <p>職員懲戒条例施行規則(昭和26年人事委員会規則第9号)</p> |
| 服 務 | <p>職務に専念する義務の免除基準に関する規則(昭和26年人事委員会規則第13号)</p> <p>営利企業への従事等の制限に関する規則(昭和26年人事委員会規則第14号)</p> |
| 退 職 管 理 | <p>職員の退職管理に関する規則(平成28年人事委員会規則第1号)</p> |
| 措置要求、 審査請求等 | <p>退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則(平成22年人事委員会規則第2号)</p> <p>公務災害補償の審査の請求に関する規則(平成14年人事委員会規則第5号)</p> <p>勤務条件に関する措置の要求に関する規則(平成25年人事委員会規則第3号)</p> <p>不利益処分についての審査請求に関する規則(平成24年人事委員会規則第6号)</p> <p>不利益処分についての審査請求に関する書面の様式を定める細則(平成24年人事委員会規則第7号)</p> <p>公開口頭審理の傍聴に関する規則(昭和42年人事委員会規則第3号)</p> <p>職員からの苦情の申出及び相談に関する規則(平成17年人事委員会規則第3号)</p> |

| | |
|------|---|
| 職員団体 | 管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年人事委員会規則第6号) 職員団体の登録等に関する規則(昭和41年人事委員会規則第10号) 職員が職員団体の役員として専ら従事することができる期間の特例に関する規則(平成9年人事委員会規則第4号) 名古屋市人事委員会が公平委員会の事務を委託された地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年人事委員会規則第7号) |
|------|---|

(平成29年4月1日現在)

(2) 平成28年度の規則等の制定等

ア 規則

(ア) 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

| 公布年月日 | 規則番号 | 内 容 |
|------------|------|---|
| 28. 10. 26 | 11号 | 病院局における組織改正に伴う所要の改正 |
| 28. 12. 9 | 12号 | 病院局における組織改正に伴う所要の改正 |
| 28. 12. 27 | 13号 | 病院局における組織改正に伴う所要の改正 |
| 29. 3. 27 | 5号 | 係長昇任選考の制度見直しに伴う所要の改正及び市長事務部局等における組織改正に伴う所要の改正 |

(イ) 学校事務職の係長昇任に係る特例選考に関する規則

| 公布年月日 | 規則番号 | 内 容 |
|-----------|------|--|
| 28. 7. 22 | 10号 | 学校事務職の係長昇任に係る特例選考の実施に関する規則の制定 (職員の任用に関する規則の一部を改正する規則(平成29年人事委員会規則第5号)により廃止) |

(ウ) 職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則

| 公布年月日 | 規則番号 | 内 容 |
|------------|------|--|
| 28. 12. 27 | 14号 | 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)の改正に伴う所要の改正 |
| 29. 3. 24 | 3号 | 指定都市の県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う所要の改正 |

(エ) 職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則

| 公布年月日 | 規則番号 | 内 容 |
|------------|------|--|
| 28. 12. 27 | 15号 | 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴う所要の改正 |
| 29. 3. 24 | 4号 | 指定都市の県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う所要の改正 |

(オ) 職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

| 公布年月日 | 規則番号 | 内 容 |
|-----------|------|-------------------------------|
| 29. 3. 28 | 7号 | 指定都市の県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う所要の改正 |

(カ) 不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則

| 公布年月日 | 規則番号 | 内 容 |
|-----------|------|---|
| 29. 3. 28 | 6号 | 総務省が定める準則の改正並びに準則等及び近年の事案の運用等を踏まえた所要の改正 |

(キ) 職員からの苦情の申出及び相談に関する規則の一部を改正する規則

| 公布年月日 | 規則番号 | 内 容 |
|----------|------|--|
| 29. 2. 1 | 1 号 | 苦情処理が、地公法の趣旨に則り、より迅速かつ柔軟に対応できるよう、制度の見直しを行うことに伴う所要の改正 |

(ク) 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

| 公布年月日 | 規則番号 | 内 容 |
|-----------|------|--------------|
| 29. 3. 24 | 2 号 | 組織改正に伴う所要の改正 |

イ 達

(7) 事務局職員の勤務時間の特例等に関する規程の一部を改正する規程

| 発布年月日 | 達番号 | 内 容 |
|-----------|-----|---|
| 28. 5. 13 | 4 号 | 臨時的事由が発生した場合における、職員の勤務時間の割振り等について人事委員会事務局長が定める必要があることに伴う所要の改正 |

ウ 通 知

(7) 職員の任用に関する規則の実施細目の一部改正について

| 通知年月日 | 通知番号 | 内 容 |
|-----------|-------------------|------------------------------------|
| 29. 3. 30 | 28 人委任 第 117 号 | 昇任選考請求書及び採用候補者名簿記載通知書の様式についての所要の改正 |

4 職員に関する条例の制定改廃に関する意見

人事委員会を置く地方公共団体は、職員に適用される基準の実施その他職員に関する事項について条例を制定・改廃しようとするときは、議会において人事委員会の意見を聞かなければならない(地公法第5条第2項)。また、これに対し人事委員会は、当該条例の制定改廃の適否について議会及び市長に意見を申し出ることができる(地公法第8条第1項第3号)。

平成28年度において、議会から意見を求められた条例案は次のとおりである。

| 意見申出年月日 | 議案名 | 議案の概要 | 意見の内容 |
|----------------------|------------------|--|--|
| 29. 2. 22 (2月定例会) | 職員の給与に関する条例の一部改正 | 月例給引下げ 特別給0.1月分引上げ (支給月数4.235月へ) ※勧告率は△0.18% ※平成29年度に、勤勉手当の支給割合を0.065月分引上げ | 平成28年度の勤勉手当の支給割合について、0.165月分の引上げを一部見送り、0.1月分の引上げとした部分については、遺憾その他の改正については妥当 |

5 任命権者からの申請に基づく承認

給与その他の勤務条件等に関する条例及び人事委員会規則においては、適用する際、任命権者があらかじめ人事委員会の承認を得なければならない事項が定められている。

平成28年度、任命権者の申請に基づき、委員会が承認した事項は次のとおりである。

(1) 職員の勤務時間及び休暇に関する条例関係

ア 臨時休暇の承認

(根拠規定 地公法第42条、職員の勤務時間及び休暇に関する条例(昭和26年名古屋市条例第48号)第16条)

| 承認年月日 | 対 象 | 内 容 |
|-----------|---|---|
| 28. 5. 24 | ①平成28年6月1日現に在職する職員 (フルタイム勤務再任用職員含む) ②平成28年6月2日以降平成28年6月15日までに採用される職員 ③平成28年6月16日以降平成28年6月30日までに採用される職員 ④平成28年7月1日以降平成28年7月31日までに採用される職員 ⑤平成28年8月1日以降平成28年8月31日までに採用される職員 ⑥平成28年9月1日以降平成28年9月15日までに採用される職員 ⑦平成28年6月1日現に在職する再任用職員(短時間勤務) | 酷暑期における職員の保健及び元気回復を図るため、平成28年6月1日から平成28年11月30日までの期間に、①②の職員には5日、③⑦の職員には4日、④の職員には3日、⑤の職員には2日、⑥の職員には1日臨時休暇を与える。(半日ごと又は1時間ごとに区分して利用することもできる。) |

イ 勤務時間の特例等の承認

(根拠規定 地公法第24条第6項、職員の勤務時間及び休暇に関する条例第5条)

| 承認年月日 | 対 象 | 内 容 |
|-----------|--|--|
| 29. 3. 22 | 市民経済局中央卸売市場南部市場に勤務する職員 | 新システム導入に伴い、と畜を開始する午前8時までに職員の健康チェック及びと畜場内の清掃チェックを実施するため、勤務時間の割振り等を変更するもの。 |
| | 健康福祉局厚生院に勤務する者のうち介護係長、主査及び看護師長 | 係長級職員について、病棟縮小に伴う減員を受けて勤務体制を見直すことに伴い、勤務時間の割振り等を新設するもの。 |
| | 子ども青少年局ひばり荘に勤務する職員のうち、児童指導員、看護師、准看護師、保育士及び保育員 | 若葉寮を廃止し、ひばり荘と統合することに伴い、職員の勤務体制を見直すため、勤務時間の割振り等を変更するもの。 |
| | 子ども青少年局玉野川学園に勤務する職員のうち、児童自立支援専門員及び児童生活支援員の業務に従事する者 | 業務実態を踏まえて、職員の勤務体制を見直すことに伴い、勤務時間の割振り等を新設するもの。 |
| | 子ども青少年局延長保育実施の保育園に勤務する職員のうち、業務士以外の職員 | 休日の保育実施日の開所時間の終了時刻を、現在の18時から18時30分に変更することに伴い、勤務時間の割振り等を新設するもの。 |

| | |
|-------------------------|--|
| 小学校、中学校及び特別支援学校に勤務する教職員 | 児童生徒の指導等を行う必要があるため、また、開錠、施錠、登校指導、下校指導等の業務を行うため、さらに、泊を伴う行事を円滑に行う必要があるため、勤務時間の割振り等を新設するもの。 |
| 高等学校に勤務する教育職員 | 高等学校に勤務する教育職員が泊を伴う行事を円滑に行う必要があるため、勤務時間の割振りを新設するもの。 |
| 学校事務センターに勤務する職員 | 新設される学校事務センターに勤務する職員に対し、教育委員会事務局に勤務する職員と同様の勤務時間の割振り等を行うとともに、主査（学校事務改善）については、小学校、中学校及び特別支援学校に勤務する主査（学校事務改善）と兼務するため、本務校と同様の勤務時間の割振り等を行うもの。 |

(2) 職員の給与に関する条例関係

ア 給料の調整額の承認

(根拠規定 地公法第 24 条第 6 項、職員の給与に関する条例第 6 条の 2 第 2 項)

| 承認年月日 | 内 容 |
|-----------|---|
| 29. 3. 22 | 県費負担教職員の権限移譲に伴い、給料の調整額の支給を受ける者の範囲及び支給額を定めるもの。 |

イ 管理職手当の支給に関する承認

(根拠規定 地公法第 24 条第 6 項、職員の給与に関する条例第 8 条の 2 第 1 項)

| 承認年月日 | 対 象 | 内 容 |
|-----------|------------|------|
| 29. 3. 22 | ひばり荘長 | 6 種 |
| | 学校事務センター所長 | 7 種 |
| | 鶴舞中央図書館長 | 4 種 |
| | 小学校の校長 | 9 種 |
| | 小学校の教頭 | 13 種 |
| | 中学校の校長 | 9 種 |
| | 中学校の教頭 | 13 種 |
| | 特別支援学校の校長 | 9 種 |
| 特別支援学校の教頭 | 13 種 | |

ウ 宿日直手当の支給に関する承認

(根拠規定 地公法第 24 条第 6 項、職員の給与に関する条例第 18 条、宿日直手当規則第 4 条第 2 項)

| 承認年月日 | 対 象 | 内 容 |
|-----------|--|-----------------------|
| 29. 1. 24 | 平成 29 年 1 月 1 日に発生した大江破碎工場のピット火災に伴う、ピット火災に備えての待機業務 | 勤務 1 回につき 6,400 円とする。 |

(3) 職務に専念する義務の特例に関する条例関係

(根拠規定 地公法第 35 条、職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和 26 年名古屋市条例第 8 号)第 2 条第 3 号、職務に専念する義務の免除基準に関する規則第 2 条第 21 号)

| 事 由 | 件 数 |
|------------------|-----|
| 非常勤講師の職に従事 | 11 |
| 国民体育大会等に選手等として参加 | 11 |

| | |
|-----|---|
| その他 | 1 |
|-----|---|

(4) 職員の任用に関する規則関係

職の設置承認(根拠規定 職員の任用に関する規則第4条第3項)

| 承認年月日 | 内 容 |
|-----------|---------------------------|
| 29. 3. 22 | 医事職の部長段階に属する健康福祉局付参事の設置承認 |
| 29. 3. 22 | 衛生職の係長段階に属する千種区付主査の設置承認 |
| 29. 3. 22 | 看護保健職の係長段階に属する昭和区付主査の設置承認 |
| 29. 3. 22 | 衛生職の係長段階に属する港区付主査の設置承認 |
| 29. 3. 22 | 衛生職の係長段階に属する天白区付主査の設置承認 |
| 29. 3. 22 | 医療技術職の係長段階に属する総務局付主査の廃止承認 |

6 職員の給与に関する報告及び勧告

人事委員会は、毎年少なくとも1回、給料表が適当であるかどうかについて、議会及び市長に同時に報告するものとされる。また、給与を決定する諸条件の変化により、給料表に定める給料額を増減することが適当であると認めるときは、その報告にあわせて適当な勧告をすることができる(地公法第26条)。

職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない(地公法第24条第3項)。本委員会は、平成28年4月現在における名古屋市職員の給与実態調査及び企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の市内民間事業所のうち261事業所を対象とした職種別民間給与実態調査を実施するとともに、物価及び生計費等職員の給与決定に関わる諸条件について調査研究を行った。

そして、平成28年9月2日、地公法の規定に基づき、調査研究の結果を市会議長及び市長に報告するとともに、公民給与の較差を解消するため、月例給の引下げ及び期末・勤勉手当の引上げ等について勧告した。その概要は次のとおりである。

○ 勧告のポイント

1 月例給

(1) 給与較差 $\Delta 692$ 円 ($\Delta 0.18\%$)

(2) 給与改定 給料表の引下げ

2 ボーナス

年間支給割合を0.165月分引上げ、勤勉手当に配分

3 扶養手当制度の見直し

国家公務員の扶養手当制度の見直しに準じ、配偶者に係る手当額を引き下げるとともに、子に係る手当額を引上げ

1 民間給与実態調査

市内の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の1,599事業所から261事業所を抽出。4月分の給与について職種別に調査

2 給与較差

本市職員と民間の事務・技術関係の職務に従事する者について、責任の度合い、学歴、年齢等の条件が同等と認められる者の相互の本年4月分の給与を比較

| 民間の給与 | 職員の給与 | 較差 |
|-----------|-----------|---------------------------------------|
| 383,961 円 | 384,653 円 | $\Delta 692$ 円 ($\Delta 0.18\%$) |

(平均年齢 41.0 歳 平均勤続年 17.5 年)

(注) 職員の給与は、本年4月に実施した給与制度の総合的見直しによる給料表の改定に伴う経過措置(経過措置給料表の適用)後の額である。当該経過措置がないものとした場合の職員の給与と比較すると、民間の給与は職員の給与(382,680円)を1,281円(0.33%)上回っている

る。

3 給与改定

(1) 本年の給与改定

① 月例給

上記の較差を解消するため、給料表（医療職給料表(1)を除く。）を改定

② 期末・勤勉手当（ボーナス）

民間の支給割合 4.30 月分（職員の支給月数 4.135 月分）

市内民間事業所における支給状況及び人事院の勧告を考慮して、年間支給割合を 0.165 月分引上げ（4.135 月分→4.30 月分）、勤勉手当に配分

③ 医師及び歯科医師に対する初任給調整手当については、人事院の勧告を考慮して改定

④ 実施時期

条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布日が月の初日であるときは、その日）。ただし、初任給調整手当については、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。なお、給料表の改定に当たっては、本年 4 月からこの改定の実施日の前日までの間の給与較差相当分を解消するための調整措置を、期末・勤勉手当において講ずる。

(2) 扶養手当制度の見直し（平成 29 年 4 月 1 日実施）

配偶者に係る手当額を減額することにより生ずる原資を用いて、子に係る手当額の引上げを行うという国家公務員の扶養手当制度の見直しに準じ、配偶者に係る手当額を引き下げるとともに、子に係る手当額を引上げ

4 市内民間事業所の給与等に関する特別調査

(1) 調査目的

市内の正社員 10 人以上 50 人未満の事業所について、その給与等の実態を把握し、職種別民間給与実態調査と同様に、公民比較を行うことができるかどうかの検証を行うため

(2) 調査方法

国の事業所母集団データベースから無作為に 400 事業所を抽出し、郵送調査を実施

(3) 検証結果

正社員 10 人以上 50 人未満の事業所の調査結果については、以下の①から④などから、同種・同等の者同士の給与を比較するには支障があり、職種別民間給与実態調査と同様に公民比較に用いることは、困難であると考えられる。

① 短期間での事業所の変更や従業員数の変動が大きい。

② 役職段階が少なく、すべての役職段階が存在する公務とは大きく異なっている。

③ 役職段階が大きく異なる下位と上位の者の給与額が逆転している事例がある。

④ 同程度の役職段階・年齢の正社員であっても給与水準に大きな開きがある。

5 公務運営における課題

(1) 人材の確保について

- ・ 本市が求める人材を確保するために、試験制度のあり方について、引き続き任命権者と連携し、検討するとともに、より一層の広報活動の充実により、本市で働くことの魅力を発信する

(2) 人材の育成について

- ・ 継続的に人材育成に取り組むには、まず職員が意欲を持つことが必要であり、自らのキャリアビジョンを意識し、それに向かって成長していこうとする意欲を持たせるため、OJTとOff-JTを車の両輪として、職員のキャリアデザインをよりきめ細かく支援していくことが必要

(3) 人事評価制度について

- ・ 地方公務員法の改正に伴い導入された人事評価の活用を通じ、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図り、職員のモチベーション、組織全体の活力等の向上、ひいては市民サービスの向上につなげていくことが肝要であり、早期に人事評価制度の定着と浸透を図っていくことが必要
- (4) 係長昇任選考のあり方について
- ・ 平成 29 年度の実施に向けて、女性の登用推進に資する見直しとして職員のライフステージに配慮した受験しやすい仕組みづくりを進めるとともに、副係長制度と副係長を対象とした選考を抜本的に見直すほか、中堅層を中心に、人事評価を重視する内容への見直しを行う
 - ・ 人事評価をより反映した係長昇任選考とするため、試験によらない選考を併用した係長昇任選考の「複線化」の実施を視野に入れ、任命権者と協議を重ねる
- (5) 超過勤務の縮減について
- ・ 職員一人ひとりが働き方の見直しを意識し、自ら主体的かつ継続的に、勤務時間内での効率的な業務遂行に努めていくことが重要
 - ・ 管理監督職員は、勤務時間管理の徹底はもとより、リーダーシップを発揮してマネジメントを行い、特定の職員に業務が集中しないよう、業務分担の見直しや、業務自体の必要性の検証も含めた業務の見直しや簡素化に努めることが必要
- (6) ワークライフバランスについて
- ・ 国や他都市におけるフレックスタイム制の活用やテレワークの導入などの取組みも参考にしながら、本市の実情を考慮しつつ、柔軟な働き方の実現に取り組み、働きやすい職場環境の整備を進めていくことが必要
- (7) メンタルヘルス対策について
- ・ 労働安全衛生法令の改正に伴い見直されたストレスチェック制度を適切に実施するとともに、個々の休職者の状況に応じて、具体的な職場復帰後の支援プランを作成し、実施する取組みを着実に進める必要
- (8) 育児・介護休業法等の見直しに即した環境の整備について
- ・ 本市においても、関係法令の改正状況等を注視しながら、本市の実情を考慮しつつ、働きながら育児や介護がしやすい環境整備を進めることが必要

6 勧告日

9月2日（金）

7 公平審査

(1) 勤務条件に関する措置の要求

ア 措置要求の概要

職員から、地公法第 46 条の規定に基づき、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるよう要求があった場合、人事委員会は、事案について審査を行い、これを判定し、その結果に基づいて、人事委員会の権限に属する事項については自ら実行し、その他の事項については、その権限を有する地方公共団体の機関に対して必要な勧告を行う。

イ 措置要求の件数（平成 24 年度から同 28 年度まで）

| 年 度 | | 24 | | | 25 | | | 26 | | | 27 | | | 28 | | | |
|------------------|--------|------------|--------|---|--------|--------|---|--------|--------|---|--------|--------|---|--------|--------|---|---|
| 区 分 | | 新 規 | 係 属 | 計 | 新 規 | 係 属 | 計 | 新 規 | 係 属 | 計 | 新 規 | 係 属 | 計 | 新 規 | 係 属 | 計 | |
| 事 案 数 | | 3 | 0 | 3 | 8 | 1 | 9 | 2 | 3 | 5 | 2 | 0 | 2 | 1 | 0 | 1 | |
| 審 査 結 果 | 却 下 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 | 1 | 0 | 1 | |
| | 判 定 | 受理後 の却下 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 棄却 | 2 | 0 | 2 | 2 | 1 | 3 | 2 | 3 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 認容 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 取 下 げ | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 翌年度へ係属 | | 1 | 0 | 1 | 3 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |

ウ 措置要求の処理状況

| | 事案番号 | 要求者 | 要求事項 | 受付日 | 審 査 結 果 | | | 取 下 げ | 係 属 状 況 |
|----------------------------------|------|--------------|--------------------------|-----------|-----------|------------|--------|-------------|------------------|
| | | | | | 却 下 | 判 定 | | | |
| | | | | | | 受理後 の却下 | 棄 却 | | |
| 平 成 28 年 度 新 規 | — | 市長部局 事務職員 | 主査の廃止、戦略会議の廃止及び民間施設からの撤退 | 28. 4. 19 | 28. 5. 12 | | | | |

(2) 不利益処分についての審査請求

ア 審査請求の概要

職員から、地公法第 49 条の 2 の規定に基づき、懲戒その他その意に反すると認める不利益な処分について審査請求があった場合に、人事委員会は、その事案について口頭審理等の方法により審査を行い、審査の結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消し、必要があるときは、任命権者に対して職員が当該処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示を行う。

イ 審査請求の件数（平成 24 年度から同 28 年度まで）

| 年 度 | | 24 | | | 25 | | | 26 | | | 27 | | | 28 | | | |
|---------|------|--------|----|---|----|----|---|----|----|---|----|----|---|----|----|---|---|
| 区 分 | | 新規 | 係属 | 計 | 新規 | 係属 | 計 | 新規 | 係属 | 計 | 新規 | 係属 | 計 | 新規 | 係属 | 計 | |
| 事 案 数 | | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | |
| 審 査 | 口頭審理 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 書面審理 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 審 査 結 果 | 却 下 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 裁 決 | 受理後の却下 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| | | 承認 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 修正・取消 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 取 下 げ | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 翌年度へ係属 | | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |

(3) 訴訟

ア 概要

勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分についての審査請求（以下「措置要求等」という。）の判定・裁決等（以下「判定等」という。）については、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 3 条第 2 項又は第 3 項の規定に基づき、判定等の取消しの訴えを提起することが可能である。

人事委員会の権限に属する訴訟事務について、迅速かつ難易度等に応じた柔軟な対応を行うために、名古屋市人事委員会の権限に属する訴訟事務の委任に関する規則により、事務局長にその事務を委任している。

イ 措置要求等の判定等に係る取消請求事件の件数（平成 24 年度から同 28 年度まで）

| 年 度 | | 24 | | | 25 | | | 26 | | | 27 | | | 28 | | |
|---------|------|----|----|---|----|----|---|----|----|---|----|----|---|----|----|---|
| 区 分 | | 新規 | 係属 | 計 | 新規 | 係属 | 計 | 新規 | 係属 | 計 | 新規 | 係属 | 計 | 新規 | 係属 | 計 |
| 事 件 数 | | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 進 行 状 況 | 口頭弁論 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 | 0 | 4 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 判 決 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 取下げ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 翌年度へ係属 | | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

8 職員からの苦情の申出及び相談

(1) 制度の趣旨

職員の勤務条件その他の人事管理に係る苦情のうち、措置要求や審査請求に必ずしも至らないような事案に柔軟に対応することで、職員の不平・不満等を解消し、その結果として、職員の意欲を高め、公務能率の維持向上に資することを目的とした制度である。

なお、苦情の申出及び相談については、措置要求や審査請求よりも迅速に対応するため、職員からの苦情の申出及び相談に関する規則により、事務の全部を事務局長に委任している。

(2) 職員からの苦情の申出及び相談の件数（平成 24 年度から同 28 年度まで）

| 年 度 | | 24 | | | 25 | | | 26 | | | 27 | | | 28 | | |
|----------|-------------|--------|--------|---|--------|--------|---|--------|--------|---|--------|--------|---|--------|--------|---|
| 区 分 | | 新 規 | 係 属 | 計 | 新 規 | 係 属 | 計 | 新 規 | 係 属 | 計 | 新 規 | 係 属 | 計 | 新 規 | 係 属 | 計 |
| 処理事案数合計 | | 1 | 0 | 1 | 4 | 1 | 5 | 7 | 0 | 7 | 5 | 0 | 5 | 7 | 0 | 7 |
| 内 訳 | 任用関係 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 2 | 0 | 2 |
| | 給与・旅費関係 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| | 勤務時間・サービス関係 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 2 | 0 | 2 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 |
| | 福利厚生関係 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 執務環境関係 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 |
| | その他 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 4 | 5 | 0 | 5 | 2 | 0 | 2 | 2 | 0 | 2 |
| 処理 状況 | 完結事案 | 0 | 0 | 0 | 4 | 1 | 5 | 7 | 0 | 7 | 5 | 0 | 5 | 7 | 0 | 7 |
| | 翌年度へ係属 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

9 職員団体の登録

職員団体とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体である(地公法第 52 条第 1 項)。

職員団体は条例で定めるところにより、理事その他の役員の氏名及び条例で定める事項を記載した申請書に規約を添えて人事委員会に登録を申請することができる。登録は、職員団体の設立及び運営が自主的・民主的であることを人事委員会が確認し、公証するものである(地公法第 53 条)。

(1) 登録職員団体一覧

本委員会における職員団体の登録状況は、次のとおりである。

| 職員団体名 | 構成員の範囲 | 登録年月日 |
|--------------------|------------------------|-------------|
| 名古屋市教員組合 | 名古屋市における小中学校教職員 | S 41. 10. 7 |
| 名古屋市立高等学校教員組合 | 市立高等学校教職員等 | S 41. 10. 7 |
| 名古屋市職員労働組合 | 名古屋市に勤務する職員 | S 41. 10. 7 |
| 名古屋市立幼稚園教職員組合 | 市立幼稚園教職員等 | S 48. 1. 17 |
| 名古屋競輪組合職員労働組合 | 名古屋競輪組合職員 | S 58. 5. 23 |
| 自治労名古屋市労働組合 | 名古屋市に勤務する職員 | H 1. 10. 20 |
| 名古屋市教職員労働組合 | 名古屋市立小中学校、養護学校に勤務する教職員 | H 6. 4. 8 |
| がっこうコミュニティユニオン・なごや | 名古屋市の公立学校の教職員 | H 25. 3. 18 |

(平成 29 年 4 月 18 日現在)

(2) 登録事項の変更

職員団体の規約改正、役員の選任及び解任等を行った場合には、人事委員会にその旨を届け出なければならない(地公法第 53 条第 9 項)。平成 28 年度、変更登録を行った職員団体は、次のとおりである。

| 変更年月日 | 職員団体名 | 変更内容 |
|-----------|--------------------|-------|
| 28. 4. 19 | 名古屋市立幼稚園教職員組合 | 役員の変更 |
| 28. 6. 23 | 名古屋市教職員労働組合 | 役員の変更 |
| 29. 3. 13 | 名古屋市立高等学校教員組合 | 役員の変更 |
| 29. 3. 17 | がっこうコミュニティユニオン・なごや | 役員の変更 |
| 29. 3. 30 | 名古屋市教員組合 | 役員の変更 |

10 労働基準監督機関としての職権行使等

労基法及び安衛法等の労働基準関係法令は、職務の特殊性から一部が適用除外されているが、原則として地方公務員である職員に対しても適用され、職員の勤務条件を決定する際の基本的な基準として、また、職員の安全と健康を確保するための規定として重要な役割を果たしている。

(1) 号別区分

職員に関して、労基法及び安衛法等の法令を適用する場合における労働基準監督機関の職権は、労基法別表第一の事業区分の別により人事委員会(又はその委任を受けた人事委員会の委員)又は労働基準監督署が行うものとされている(地公法第58条第5項)。

各事業所の号別区分は、その事業内容に基づき、名古屋市人事委員会と愛知労働局とで協議して決定している。平成28年度に新たに号別区分が決定された事業所はなかった。

本市における事業所の号別区分状況は次のとおりである。(地公法第58条第5項、労基法別表第一)

○人事委員会が職権行使する事業所

| 号別区分 | 事業内容 | 事業所数 | 事業所名 |
|--------------------------------|-------|------|---|
| 第12号 | 教育・研究 | 449 | 市政資料館 工業研究所 環境科学調査センター 中央看護専門学校 衛生研究所 救急救命研修所 消防学校 野外教育センター2 子ども適応相談センター 見晴台考古資料館 鶴舞中央図書館 図書館15 博物館 蓬左文庫 秀吉清正記念館 美術館 科学館 教育センター 小学校262 中学校112 高等学校14 特別支援学校(養護学校)5 幼稚園23 |
| 官 公 署 (第1号から第15号に掲げる事業を除く。) | | 109 | 市長部局本庁12 東京事務所 市税事務所3 市税事務所出張所3 収納管理・特別徴収事務センター 市民活動推進センター なごや人権啓発センター 文化センター2 中小企業振興センター 消費生活センター 中央卸売市場本場 中央卸売市場北部市場 中央卸売市場南部市場 名古屋城総合事務所 知的障害者更生相談所 身体障害者更生相談所 動物愛護センター 児童福祉センター(中央児童相談所相談課保護係、中央療育センター及びくすのき学園を除く) 西部児童相談所(保護係を除く) ささしまライブ24 総合整備事務所 都市整備事務所2 東山総合公園(東山動物園及び東山植物園を除く) 消防局本庁 特別消防隊 消防航空隊 消防署16 区役所(保健所を除く)16 生涯学習センター5 上汐田教育集会所 区役所支所6 農業委員会事務局 市選挙管理委員会事務局 区選挙管理委員会事務室16 監査事務局 人事委員会事務局 教育委員会事務局本庁 学校事務センター 市会事務局 |

(平成29年4月1日現在)

○労働基準監督署が職権行使する事業所

| 号別 区分 | 事業内容 | 事業 所数 | 事業所名 |
|----------|----------|----------|---|
| 第1号 | 製造・加工・水道 | — | (上下水道局所管事業所) |
| 第3号 | 土木・建築 | 17 | ポンプ施設管理事務所 土木事務所 16 |
| 第4号 | 貨客運送 | — | (交通局所管事業所) |
| 第6号 | 農 林 | 2 | 農業センター 東山植物園 |
| 第7号 | 畜産・養蚕・水産 | 1 | 東山動物園 |
| 第13号 | 保 健 衛 生 | 139 | 精神保健福祉センター 厚生院 植田寮 生活衛生センター 食品衛生検査所 食肉衛生検査所 保育園 108 児童福祉セ ンター中央児童相談所相談課保護係 児童福祉センター中央 療育センター 児童福祉センターくすのき学園 西部児童相 談所保護係 ひばり荘 玉野川学園 あげぼの学園 地域療 育センター2 保健所 16 (病院局所管事業所) |
| 第15号 | 焼却・清掃・と畜 | 22 | 環境事業所 16 処分場 環境局工場 4 八事霊園・斎場管理 事務所 |

(平成29年4月1日現在)

(2) 性能検査等

危険な作業を必要とする機械等による労働災害を防止するために、安衛法、ボイラー則、クレーン則等の規定に基づき、性能検査等を行うとともに報告を受理した。

| 内容 \ 種類 | ボイラー | 第一種圧力 容 器 | クレーン | ゴンドラ | 計 |
|-------------|------|--------------|------|------|------|
| 性 能 検 査 | 12 件 | 11 件 | — | 9 件 | 32 件 |
| 設 置 届 | — | — | — | — | — |
| 設 置 報 告 | — | — | — | — | — |
| 使 用 再 開 検 査 | — | — | — | — | — |
| 落 成 検 査 | — | — | — | — | — |
| 変 更 検 査 | — | — | — | — | — |
| 休 止 報 告 | — | — | — | — | — |
| 廃 止 報 告 | — | — | 1 件 | — | 1 件 |
| 計 | 12 件 | 11 件 | 1 件 | 9 件 | 33 件 |

(参考)ボイラー、第一種圧力容器、クレーン及びゴンドラの設置状況

性能検査を必要とするボイラー、第一種圧力容器、クレーン及びゴンドラの設置状況は次のとおりである。なお、性能検査については、厚生労働大臣の登録を受けた者(登録性能検査機関)が検査を実施している(安衛法第41条)。

ア ボイラー

| 設 置 場 所 | 基数 | 設 置 場 所 | 基数 |
|-------------|----|-----------------|----|
| 市 役 所 東 庁 舎 | 2 | 千 種 図 書 館 | 1 |
| 中津川野外教育センター | 2 | 教 育 セ ン タ ー 分 館 | 1 |
| 中川生涯学習センター | 1 | 中央卸売市場南部市場 | 2 |
| 港生涯学習センター | 1 | 市 役 所 西 庁 舎 | 2 |
| | | 計 | 12 |

イ 第一種圧力容器

| 設置場所 | 基数 |
|------------|----|
| 市役所東庁舎 | 2 |
| 教育センター分館 | 2 |
| 伏見ライフプラザ | 2 |
| 中央卸売市場南部市場 | 5 |
| 計 | 11 |

ウ クレーン

| 設置場所 | 基数 |
|-------|----|
| 工業研究所 | 1 |
| 特別消防隊 | 1 |
| 計 | 2 |

エ ゴンドラ

| 設置場所 | 基数 |
|----------|----|
| 中央卸売市場本場 | 1 |
| 中土木事務所 | 1 |
| 瑞穂区役所 | 1 |
| 美術館 | 2 |
| 伏見ライフプラザ | 4 |
| 計 | 9 |

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

(3) 解雇予告除外認定

使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少なくとも 30 日前にその予告をしなければならない。30 日前に予告をしないときは、30 日以上平均賃金(解雇予告手当)を支払わなければならない。

ただし、労働者の責に帰すべき事由に基づいて解雇する場合で、その事由につき労働監督機関の認定を受けたときは、解雇予告は要せず、また、解雇予告手当を支払うことも要しない(労基法第 20 条第 1 項及び第 3 項)。平成 28 年度は、解雇予告除外認定を、平成 28 年 8 月 24 日に 1 件、平成 29 年 2 月 14 日に 1 件、平成 29 年 3 月 22 日に 1 件行った。(参考：平成 27 年度は 2 件)。

11 職員の退職管理について

職員は、再就職者から禁止される要求又は依頼（働きかけ）を受けたときは、人事委員会にその旨を届け出なければならない（地公法第 38 条の 2 第 7 項）。

届出を受けた人事委員会は、再就職者が働きかけ規制に違反する行為を行った疑いがあると思料するときには、任命権者へ調査を要求することができ（地公法第 38 条の 5）、当該違反行為について、任命権者が調査を実施する際は、人事委員会は、任命権者が行う調査が公正に行われるよう、その開始から終了までを監視する。

平成 28 年度は、再就職者から働きかけを受けた場合の届出はなかった。

12 任 用

(1) 試験等の概要

地公法第 15 条は、任用の根本基準として「職員の任用は、この法律の定めるところにより、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基いて行わなければならない。」と規定しており、近代的公務員制度の基本理念の一つである成績主義、能力実証主義の原則を強調している。

本市では、人事委員会規則として、職員の任用に関する規則を制定しており、この規則に基づき、職員の採用<別表 1~3>、昇任<別表 4~6-2>及び転任<別表 20・21>を行っている。

(2) 採用競争試験及び採用選考の実施状況

ア 第 1 類採用試験<別表 7>

実施状況について、申込者数は 3,429 人で、受験者数 2,527 人に対して、合格者数は 429 人となった。これは、昨年度と比べると、申込者数 57 人の減少、受験者数 28 人の増加、合格者数 8 人の減少となっており、倍率は昨年度の 5.7 倍から 5.9 倍に上昇した。

このうち、行政職事務は、受験者数 1,717 人に対して 249 人の合格者を出し、倍率は 6.9 倍となっており、また、行政職技術は、受験者数 234 人に対して 101 人の合格者を出し、倍率は 2.3 倍となった。

あわせて能力認定試験を実施し、受験者数 3 人に対して合格者数 1 人となった。

イ 第 2 類採用試験<別表 8>

実施状況について、申込者数は 662 人で、受験者数 512 人に対して合格者数は 75 人となった。これは、昨年度と比べると、申込者数 99 人の増加、受験者数 75 人の増加、合格者数 20 人の増加となっており、倍率は昨年度の 7.9 倍から 6.8 倍に低下した。

ウ 免許資格職採用試験<別表 9、10>

実施状況について、第 1 次試験 6 月実施分は、申込者数は 102 人で、受験者数 77 人に対して合格者数は 18 人となった。これは、昨年度と比べると、申込者数 33 人の増加、受験者数 30 人の増加、合格者数 10 人の減少となっており、倍率は昨年度の 1.7 倍から 4.3 倍に上昇した。

また、第 1 次試験 9 月実施分は、申込者数は 402 人で、受験者数 289 人に対して合格者数 77 人となった。これは、昨年度と比べると、申込者数 66 人の減少、受験者数 19 人の減少、合格者数 35 人の増加となっており、倍率は昨年度の 7.3 倍から 3.8 倍に低下した。

エ 職務経験者採用試験<別表 11>

実施状況について、申込者数は 1,211 人で、受験者数 872 人に対して合格者数は 98 人となった。これは、昨年度と比べると、申込者数 303 人の増加、受験者数 221 人の増加、合格者数 33 人の増加となっており、倍率は昨年度の 10.2 倍から 8.9 倍に低下した。

オ 身体障害者を対象とした採用選考<別表 12>

実施状況について、申込者数 89 人で、受験者数 80 人に対して合格者数は 17 人となった。これは、昨年度と比べると、申込者数 14 人の増加、受験者数 24 人の増加、合格者数 2 人の減少となっており、倍率は昨年度の 2.9 倍から 4.7 倍に上昇した。

カ 採用選考（人事委員会分）<別表 13>

実施状況について、行政職をはじめ 5 職種について 14 回実施し、受験者数 60 人に対して合

合格者数は 24 人となった。これは、昨年度と比べると、受験者数は 47 人、合格者数は 11 人の増加となった。

キ 採用選考（任命権者委任分）＜別表 14＞

実施状況について、医事職をはじめ 6 職種について 27 回実施し、受験者数 1,148 人に対して合格者数は 279 人となった。このうち、任期の定めのない職員に係る採用選考は、受験者数 510 人に対して合格者数は 266 人となり、昨年度と比べると、受験者数 79 人の増加、合格者数 13 人の減少となった。また、任期の定めのある職員に係る採用選考は、受験者数 638 人に対して合格者数は 13 人となり、昨年度と比べると、受験者数 627 人の増加、合格者数 4 人の増加となった。

ク 採用選考（人事委員会承認分）＜別表 15＞

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成 14 年法律第 48 号）第 3 条の規定に基づく、任期を定めた採用に関する承認件数は 6 件となり、同法第 7 条の規定に基づく、任期の更新に関する承認件数は 4 件となった。また、同法第 8 条の規定に基づく、他の職への任用に関する承認件数は 1 件となった。

(3) 昇任選考等の実施状況

ア 課長以上昇任選考＜別表 16＞

受験者数 221 人に対して合格者数は 221 人となり、昨年度と比べると、受験者数、合格者数ともに 16 人の増加となった。

イ 医事職係長昇任選考＜別表 17＞

受験者数 1 人に対して合格者数は 1 人となり、昨年度と比べると、受験者数、合格者数ともに 1 人の減少となった。

ウ 消防職係長昇任選考・係長転任試験＜別表 18＞

一般消防と航空消防とを併せて、受験者数 234 人に対して最終合格者数は 22 人となった。これは、昨年度と比べると、受験者数 41 人の増加、最終合格者数は同一となっており、倍率は昨年度の 8.8 倍から 10.6 倍に上昇した。

エ 係長昇任選考・係長転任試験＜別表 19＞

係長昇任選考と係長転任試験とを併せて、受験者数 1,013 人に対して最終合格者数は 194 人となった。これは、昨年度と比べると、受験者数 71 人の減少、最終合格者数は 1 人の増加であり、倍率は昨年度の 5.6 倍から 5.2 倍に低下した。

このうち、行政職事務は、受験者数 359 人に対して最終合格者数は 121 人、倍率 3.0 倍となった。

なお、学校事務職について学校事務職係長昇任特例選考を実施した。

(4) 転任試験及び転任承認の実施状況

ア 転任試験＜別表 20＞

採用競争試験と併せて実施している分をみると、申込者数は 118 人で、受験者数 112 人に対して合格者数は 9 人となった。これは、昨年度と比べると、申込者数 2 人の減少、受験者数 2 人の減少、合格者数 4 人の増加となった。

イ 転任承認<別表 21>

申請者数 9 人に対して承認者数は 9 人となり、昨年度と比べると、申請者数、承認者数ともに 4 人の増加となった。

(5) 条件付採用期間の延長及び臨時的任用の更新の実施状況

ア 条件付採用期間の延長<別表 22>

職員の任用に関する規則第 38 条の規定に基づき、人事委員会が行った条件付採用期間の延長に関する決定件数は 15 件となった。

イ 臨時的任用の更新<別表 23>

職員の任用に関する規則第 40 条の規定に基づき、人事委員会が行った臨時的任用の更新に関する承認件数は 543 件となった。

<別表1>試験実施日程

| 試験の種類 | 試験区分 | | 試験案内 発表日 | 申込期間 | 第1次試験 | | 第2次 試験期間 | 合格 発表日 |
|---------------------------------------|------|------|-------------|--|---------|---------|---------------------------|-----------|
| | | | | | 試験日 | 結果発表日 | | |
| 第1類 | 事務 | 行政一般 | 4/26(火) | インターネット 及び郵送 申込 4/28(木) ～ 5/15(日) | 6/26(日) | 7/7(木) | 7/20(水) ～ 8/12(金) | 8/25(木) |
| | | 法律 | | | | | | |
| | | 経済 | | | | | | |
| | | 社会福祉 | | | | | | |
| | 技術 | 土木 | | | | | | |
| | | 建築 | | | | | | |
| | | 機械 | | | | | | |
| | | 電気 | | | | | | |
| | | 応用化学 | | | | | | |
| | 研究 | 造園 | | | | | | |
| | | 薬学 | | | | | | |
| | | 機械 | | | | | | |
| | | 応用化学 | | | | | | |
| | | 獣医 | | | | | | |
| | 学校事務 | | | | | | | |
| | 消防 | | | | | | | |
| 第2類 | 事務 | 行政一般 | 7/5(火) | インターネット 及び郵送 申込 7/12(火) ～ 8/7(日) | 9/25(日) | 10/6(木) | 10/17(月) ～ 10/26(水) | 11/17(木) |
| | 技術 | 土木 | | | | | | |
| | | 建築 | | | | | | |
| | | 機械 | | | | | | |
| | | 電気 | | | | | | |
| | | 学校事務 | | | | | | |
| | 消防 | | | | | | | |
| 免許 資格職 (第1次 試験 6月 実施分) | | 薬学 | 4/26(火) | インターネット 及び郵送 申込 4/28(木) ～ 5/15(日) | 6/26(日) | 7/7(木) | 7/20(水) ～ 8/12(金) | 8/25(木) |
| | | 衛生 | | | | | | |
| | | 獣医 | | | | | | |
| | 学芸 | 化学 | | | | | | |
| | | 生命科学 | | | | | | |

| 試験の種類 | 試験区分 | 試験案内 発表日 | 申込期間 | 第1次試験 | | 第2次 試験期間 | 合格 発表日 |
|---------------------------------------|------|-------------|---|---------|---------|---------------------------|-----------|
| | | | | 試験日 | 結果発表日 | | |
| 免許 資格職 (第1次 試験 9月 実施分) | 保育 I | 7/5(火) | インターネット 及び郵送 申込 7/12(火) ～ 8/7(日) | 9/25(日) | 10/6(木) | 10/17(月) ～ 10/26(水) | 11/17(木) |

| 試験の種類 | 試験区分 | | 試験案内 発表日 | 申込期間 | 第1次試験 | 第2次試験 | 第3次試験 | 合格 発表日 |
|-----------|------|------|-------------|---|--|---|---|-----------|
| | 事務 | 技術 | | | | | | |
| 職務 経験者 | 事務 | 行政一般 | 7/5(火) | インターネット 及び郵送 申込 7/12(火) ～ 8/7(日) | 試験日 9/25(日) 結果発表日 10/6(木) | 試験日 10/22(土) 10/23(日) 結果発表日 11/4(金) | 試験日 11/19(土) 11/20(日) 11/26(土) | 12/5(月) |
| | | 社会福祉 | | | | | | |
| | 技術 | 土木 | | | | | | |
| | | 建築 | | | | | | |
| | | 機械 | | | | | | |
| | | 電気 | | | | | | |
| 保育 I | | | | 試験日 10/26(水) | — | 11/17(木) | | |

| 試験の種類 | 試験区分 | 試験案内 発表日 | 申込期間 | 第1次試験 | | 第2次試験 | 合格 発表日 |
|-------------------------------------|------|-------------|--|---------|---------|-----------------|-----------|
| | | | | 試験日 | 結果発表日 | | |
| 身体 障害者 を対象 とした 採用 選考 | 行政一般 | 7/22(金) | インターネット 及び郵送申込 7/26(火) ～ 8/14(日) | 9/25(日) | 10/6(木) | 試験日 10/16(日) | 11/4(金) |
| | 学校事務 | | | | | | |

<別表 2-1> 第 1 類採用試験受験資格

| 試験区分 | 受験資格 |
|-------------|--|
| 全試験 区分共通 | <p>次の(1)及び(2)の要件を満たすこと</p> <p>(1) 次のいずれにも該当しないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。） イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ウ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 <p>(2) 次のいずれかに該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 昭和61年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者 イ 平成7年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業又は平成29年3月31日までに卒業見込みの者 |
| 消防 | <p>日本国籍を有し、消防の身体的条件（※）を満たす者 （※）「消防の身体的条件」とは、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身長155cm以上 ・矯正視力両眼0.7以上かつ一眼それぞれ0.3以上 ・赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができること ・聴力が左右とも正常であること ・その他消防官としての職務遂行に支障のないこと |

<別表 2-2> 第 2 類採用試験受験資格

| 試験区分 | 受験資格 |
|-------------|--|
| 全試験 区分共通 | <p>次の(1)及び(2)の要件を満たすこと</p> <p>(1) 次のいずれにも該当しないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。） イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ウ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 <p>(2) 平成7年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者 ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業又は平成28年3月31日までに卒業見込みの者を除く。</p> |
| 消防 | <p>日本国籍を有し、消防の身体的条件（※）を満たす者 （※）「消防の身体的条件」とは、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身長155cm以上 ・矯正視力両眼0.7以上かつ一眼それぞれ0.3以上 ・赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができること ・聴力が左右とも正常であること ・その他消防官としての職務遂行に支障のないこと |

<別表 2-3>免許資格職採用試験受験資格（第1次試験 6月実施分）

| 試験区分 | 受験資格 |
|-------------|--|
| 全試験 区分共通 | <p>次の(1)及び(2)の要件を満たすこと</p> <p>(1) 次のいずれにも該当しないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。） イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ウ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 <p>(2) 次のいずれかに該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 昭和61年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者（ただし、獣医区分は、昭和56年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者） イ 平成7年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業又は平成29年3月31日までに卒業見込みの者 |
| 薬学 | 薬剤師の免許を有する者、又は平成29年3月末までに実施される薬剤師国家試験により同免許を取得見込みの者 |
| 衛生 獣医 | 食品衛生監視員の任用資格を有する者、又は平成29年3月末までに有する見込みの者 |
| 学芸 | 学芸員の資格を有する者、又は平成29年3月末までに有する見込みの者 |

<別表 2-4>免許資格職採用試験受験資格（第1次試験 9月実施分）

| 試験区分 | 受験資格 |
|-------------|--|
| 全試験 区分共通 | <p>次の(1)及び(2)の要件を満たすこと</p> <p>(1) 次のいずれにも該当しないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。） イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ウ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 <p>(2) 昭和61年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者</p> |
| 保育 I | 保育士の資格を有する者、又は平成29年3月末までに有する見込みの者 |

<別表 2-5> 職務経験者採用試験受験資格

| 試験区分 | 受験資格 |
|-------------|---|
| 全試験 区分共通 | <p>次の(1)から(3)までのすべての要件を満たすこと</p> <p>(1) 次のいずれにも該当しないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。） イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ウ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 <p>(2) 昭和32年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者</p> <p>(3) 直近10年（平成18年7月1日から平成28年6月30日まで）中に60箇月（5年）以上の職務経験がある者</p> <p>※ 職務経験について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「職務経験」とは、会社員、自営業者、公務員等として、同一の事業所に週あたり35時間以上の勤務を12箇月（1年）以上継続して就業していた期間のことをいう。ただし、最低1か所で36箇月（3年）以上継続して就業していた期間が必要。 ・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等に基づき事業主が講じる所定労働時間の短縮措置等を利用した期間は、週あたり35時間未満の勤務も継続して就業していた期間として通算する。ただし、短縮される前の所定労働時間は週あたり35時間以上であることが必要。 ・休職、休業などで休んでいた期間は通算しない。ただし、労働基準法等に基づく産前産後休業を取得していた期間は通算する。 ・同一期間内の重複した職務経験は、一方のみを通算する。 |
| 社会福祉 | 平成28年6月30日以前に、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を登録している者 |
| 土木 | (3)について、試験区分に対応する設計・施工管理に関する職務経験を有する者 |
| 建築 | 平成28年6月30日以前に、建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく一級建築士試験に合格している者 (3)について、試験区分に対応する設計・施工管理に関する職務経験を有する者 |
| 機械 | (3)について、試験区分に対応する設計・施工管理又は保守・維持管理に関する職務経験を有する者 |
| 電気 | (3)について、試験区分に対応する設計・施工管理又は保守・維持管理に関する職務経験を有する者 |
| 保育 I | <p>(3)について、「保育所等（※）」における保育士としての職務経験を有する者</p> <p>（※）「保育所等」とは、次の施設とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所や児童養護施設をはじめとする児童福祉施設 ・児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の4に定める施設 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に定める認定子ども園 |

<別表 2-6>身体障害者を対象とした採用選考受験資格

| 試験区分 | 受験資格 |
|-------------|--|
| 全試験 区分共通 | <p>次の(1)及び(2)の要件を満たすこと</p> <p>(1) 次のいずれにも該当しないこと</p> <p>ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）</p> <p>イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>ウ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p> <p>(2) 次の条件をいずれも満たすこと</p> <p>ア 身体障害者手帳の交付を受けていること</p> <p>イ 昭和46年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者</p> |

<別表 3>試験内容

| 試験の種類 | 試験区分 | 第1次試験 | 第2次試験 | | |
|-------|------|-------|---|--|----|
| 第1類 | 事務 | 行政一般 | <p>教養試験</p> <p><行政一般・学校事務・消防> 択一式、150分</p> <p>知識分野:35問中30問選択解答 知能分野:20問必須回答</p> <p><行政一般・学校事務・消防以外> 択一式、105分</p> <p>知識分野:35問中20問選択解答 知能分野:15問必須回答</p> <p>専門試験(行政一般・学校事務・消防を除く。) <研究以外> 択一式、40問必須解答、120分</p> <p><研究> 択一式、20問必須解答、60分</p> | <p>口述試験</p> <p>個別面接 (全試験区分)</p> <p>専門面接 (研究のみ)</p> <p>論文試験</p> <p>体力検査(消防のみ)</p> <p>身体検査(消防のみ)</p> | |
| | | 法律 | | | |
| | | 経済 | | | |
| | | 社会福祉 | | | |
| | 技術 | 土木 | | | |
| | | 建築 | | | |
| | | 機械 | | | |
| | | 電気 | | | |
| | | 応用化学 | | | |
| | | 造園 | | | |
| | | 研究 | | | 薬学 |
| | | | | | 機械 |
| | 応用化学 | | | | |
| | 獣医 | | | | |
| | 学校事務 | | | | |
| | 消防 | | | | |
| 第2類 | 事務 | 行政一般 | <p>教養試験</p> <p><行政一般・学校事務・消防> 択一式、150分</p> <p>知識分野:35問中30問選択解答 知能分野:20問必須回答</p> <p><技術> 択一式、105分</p> <p>知識分野:35問中20問選択解答 知能分野:15問必須回答</p> <p>専門試験 <技術> 択一式、40問必須解答、120分</p> | <p>口述試験</p> <p>個別面接</p> <p>作文試験</p> <p>体力検査(消防のみ)</p> <p>身体検査(消防のみ)</p> | |
| | | 技術 | | | 土木 |
| | 建築 | | | | |
| | 機械 | | | | |
| | 電気 | | | | |
| | 学校事務 | | | | |
| | | 消防 | | | |

| | | | | |
|---------------------------|------|------|--|----------------------|
| 免許資格職 (第1次試験 6月実施分) | 薬学 | | 教養試験 択一式、105分 知識分野:35問中20問選択解答 知能分野:15問必須回答 専門試験(学芸を除く。) <薬学・獣医> 択一式、40問必須解答、120分 <衛生> 択一式、22問必須回答及び36問中18問選択 解答、120分 経験・業績論文(学芸のみ) 記述式、60分 | 口述試験 個別面接 論文試験 |
| | 衛生 | | | |
| | 獣医 | | | |
| | 学芸 | 化学 | | |
| | | 生命科学 | | |
| 免許資格職 (第1次試験 9月実施分) | 保育 I | | 口述試験 個別面接 作文試験 ピアノ実技 (保育 I) | |

| 試験の種類 | 試験区分 | | 第1次試験 | 第2次試験 | 第3次試験 |
|-------|------|------|---|-------------------------|---|
| 職務経験者 | 事務 | 行政一般 | 教養試験 択一式、105分 知識分野:35問中20問選択解答 知能分野:15問必須回答 専門試験 択一式、20問必須解答、60分 | 経験論文試験 口述試験 個別面接① | 口述試験 集団討論 個別面接② ・プレゼン テーション |
| | | 社会福祉 | | | |
| | 技術 | 土木 | | | |
| | | 建築 | | | |
| | | 機械 | | | |
| | | 電気 | | | |
| | 保育 I | | | | |

| 試験の種類 | 試験区分 | 第1次試験 | 第2次試験 |
|---------------------|------|--------------------------------------|----------------------|
| 身体障害者 を対象とした採用選考 | 行政一般 | 教養試験 択一式、85分 知識分野、知能分野:25問必須回答 | 作文試験 面接試験 個別面接 |
| | 学校事務 | | |

<別表4>昇任選考の方法及び受験資格等

| 任用段階 | 係長段階 | | 課長段階以上 |
|------|--|------------------|--------|
| 職種 | 医事職以外の職種 | 医事職 | 全職種 |
| 方法 | 原則として、筆記試験(第1次試験及び第2次試験)(別表6-2参照)、口述試験(第2次試験)、経歴・勤務成績についての書面審査 | 経歴・勤務成績についての書面審査 | |
| 実施時期 | 原則として、消防職は5月又は6月、その他の職種は11月において人事委員会がそのつど定める。 | 任命権者の請求のつど行う。 | |
| 受験資格 | 1 昇任する任用段階への必要在職年数を満たしていること。(別表5参照) 2 勤務成績が良好であること。 3 昇任選考実施の日において休職(在籍専従職員の休職を除く。)又は停職中でないこと。 4 消防職に属する職員のうち、消防吏員の階級等に関する規則に定める消防士長の階級又は消防士の階級にある者でないこと。 5 その他(係長段階への昇任選考に係る資格要件(医事職以外の職種)については別表6-1参照) | | |

<別表5>職員昇任基準年数

| 職種 | 学歴区分 | 任用段階 |
|---|-------|------|
| | | 係長 |
| 行政職、研究職、消防職、保育職、教育指導職、司書職、学芸職、栄養指導職、衛生職、医療技術職、看護保健職 | 大学卒 | 5年 |
| | 短大卒 | 7年 |
| | 高校卒以下 | 9年 |
| 医事職 | — | 3年 |
| 薬剤職、獣医職 | 大学卒 | 3年 |
| 清掃職、動物飼育職、水道業務職、運輸職、守衛職 | — | 9年 |

(注)1. 任用段階の項に掲げる年数は、各職種又は職種細分ごとに、各任用段階へ昇任するために必要とされるその一つ下位の段階の職における最短の在職年数を示す。

(注)2. 課長段階以上への昇任については、その各任用段階の一つ下位の段階の職に人事委員会が定める昇任に必要な能力の実証に必要な期間(1年)在職していることを要する。

<別表6-1>種別及び資格要件

| 種別 | 資格要件 |
|------|--|
| コースⅠ | ・係長昇任選考の受験資格を有する者(別表4参照、以下同じ。)のうち、コースⅡ及びコースⅢに該当しない者 ・係長転任試験 ^(注1) を受けようとする者 |
| コースⅡ | 係長昇任選考の受験資格を有する者のうち、平成29年3月31日現在、年齢40歳以上である者 |
| コースⅢ | 係長昇任選考の受験資格を有する者のうち、平成28年6月現在、別に任命権者が定める副係長として2年以上従事する者 |

注)1. 係長転任試験とは、職員が現に属する職種以外の職種の係長の段階の職へ任命されるための試験をいい、係長昇任選考と同時期に実施している。

<別表 6-2>筆記試験の内容等

1 行政職(事務)、水道業務職、守衛職

(1) 第1次試験受験者

ア コース I

| 試験科目 | | 出題内容 | | 問題数 | | 形式 | 時間 | 得点配分 |
|-------|-----------|----------------------|--------------|------|-----|-----|-----|------|
| 第1次試験 | 法制度等 | 地方公務員制度 | 地方公務員法を中心とする | 約10問 | 30問 | 択一式 | 90分 | 300点 |
| | | 地方自治制度 | 地方自治法を中心とする | 約10問 | | | | |
| | | 事務管理その他 | 本市の事務管理、市行政等 | 約10問 | | | | |
| | 市政等に関する論文 | 係長として必要な市政等に関する一般的知識 | | 1問 | | 記述式 | 60分 | 200点 |
| 第2次試験 | 管理監督論文 | 係長として必要な管理監督に関する知識 | | 1問 | | 記述式 | 60分 | 150点 |

イ コース II

| 試験科目 | | 出題内容 | | 問題数 | | 形式 | 時間 | 得点配分 | |
|-------|-----------|----------------------|--------------|-----|-----|-----|-----|------|----------|
| 第1次試験 | 法制度等 | 地方公務員制度 | 地方公務員法を中心とする | 7問 | 15問 | 択一式 | 60分 | 300点 | |
| | | 地方自治制度 | 地方自治法を中心とする | 約6問 | | | | | 8問 選択 |
| | | 事務管理その他 | 本市の事務管理、市行政等 | 約7問 | | | | | |
| | 市政等に関する論文 | 係長として必要な市政等に関する一般的知識 | | 1問 | | 記述式 | 70分 | 200点 | |
| 第2次試験 | 管理監督論文 | 係長として必要な管理監督に関する知識 | | 1問 | | 記述式 | 70分 | 150点 | |

ウ コース III

| 試験科目 | | 出題内容 | | 問題数 | 形式 | 時間 | 得点配分 |
|-------|-----------|----------------------|--|-----|-----|-----|------|
| 第1次試験 | 市政等に関する論文 | 係長として必要な市政等に関する一般的知識 | | 1問 | 記述式 | 70分 | 200点 |
| 第2次試験 | 管理監督論文 | 係長として必要な管理監督に関する知識 | | 1問 | 記述式 | 70分 | 150点 |

(2) 第1次試験免除者

ア コース I

| 試験科目 | | 出題内容 | | 問題数 | 形式 | 時間 | 得点配分 |
|-------|--------|--------------------|--|-----|-----|-----|------|
| 第2次試験 | 管理監督論文 | 係長として必要な管理監督に関する知識 | | 1問 | 記述式 | 60分 | 150点 |

イ コース II 及びコース III

| 試験科目 | | 出題内容 | | 問題数 | 形式 | 時間 | 得点配分 |
|-------|--------|--------------------|--|-----|-----|-----|------|
| 第2次試験 | 管理監督論文 | 係長として必要な管理監督に関する知識 | | 1問 | 記述式 | 70分 | 150点 |

2 行政職（技術）、保育職、司書職、学芸職、薬剤職、獣医職、栄養指導職、衛生職、清掃職、運輸職

(1) 第1次試験受験者

ア コースⅠ

| 試験科目 | | 出題内容 | | 問題数 | | 形式 | 時間 | 得点配分 |
|-------|--------|--------------------|--------------|-----|-----|-----|-----|------|
| 第1次試験 | 法制度等 | 地方公務員制度 | 地方公務員法を中心とする | 約7問 | 20問 | 択一式 | 60分 | 100点 |
| | | 地方自治制度 | 地方自治法を中心とする | 約6問 | | | | |
| | | 事務管理その他 | 本市の事務管理、市行政等 | 約7問 | | | | |
| | 専門的知識 | 選考等を行う職種における専門的知識 | | 約4問 | | 記述式 | 90分 | 200点 |
| 第2次試験 | 管理監督論文 | 係長として必要な管理監督に関する知識 | | 1問 | | 記述式 | 60分 | 150点 |

イ コースⅡ

| 試験科目 | | 出題内容 | | 問題数 | | 形式 | 時間 | 得点配分 |
|-------|--------|--------------------|-------------------|-----|-----|-----|-----|------|
| 第1次試験 | 法制度等 | 地方公務員制度 | 地方公務員法を中心とする | 約7問 | 10問 | 択一式 | 40分 | 100点 |
| | | 事務管理その他 | 本市の事務管理、市行政等 | 約3問 | | | | |
| | | 専門的知識 | 選考等を行う職種における専門的知識 | 約4問 | | | | |
| 第2次試験 | 管理監督論文 | 係長として必要な管理監督に関する知識 | | 1問 | | 記述式 | 70分 | 150点 |

ウ コースⅢ

| 試験科目 | | 出題内容 | | 問題数 | | 形式 | 時間 | 得点配分 |
|-------|-----------|----------------------|--|-----|--|-----|-----|------|
| 第1次試験 | 市政等に関する論文 | 係長として必要な市政等に関する一般的知識 | | 1問 | | 記述式 | 70分 | 200点 |
| 第2次試験 | 管理監督論文 | 係長として必要な管理監督に関する知識 | | 1問 | | 記述式 | 70分 | 150点 |

(2) 第1次試験免除者

ア コースⅠ

| 試験科目 | | 出題内容 | | 問題数 | | 形式 | 時間 | 得点配分 |
|-------|--------|--------------------|--|-----|--|-----|-----|------|
| 第2次試験 | 管理監督論文 | 係長として必要な管理監督に関する知識 | | 1問 | | 記述式 | 60分 | 150点 |

イ コースⅡ及びコースⅢ

| 試験科目 | | 出題内容 | | 問題数 | | 形式 | 時間 | 得点配分 |
|-------|--------|--------------------|--|-----|--|-----|-----|------|
| 第2次試験 | 管理監督論文 | 係長として必要な管理監督に関する知識 | | 1問 | | 記述式 | 70分 | 150点 |

3 医療技術職、看護保健職、動物飼育職

(1) 第1次試験受験者

ア コースⅠ

| 試験科目 | | 出題内容 | | 問題数 | | 形式 | 時間 | 得点配分 |
|-------|--------|--------------------|--------------|-----|-----|-----|------|------|
| 第1次試験 | 法制度等 | 地方公務員制度 | 地方公務員法を中心とする | 約7問 | 10問 | 択一式 | 30分 | 50点 |
| | | 事務管理その他 | 本市の事務管理、市行政等 | 約3問 | | | | |
| | 専門的知識 | 選考を行う職種における専門的知識 | | 約5問 | | 記述式 | 120分 | 250点 |
| 第2次試験 | 管理監督論文 | 係長として必要な管理監督に関する知識 | | 1問 | | 記述式 | 60分 | 150点 |

イ コースⅡ

| 試験科目 | | 出題内容 | | 問題数 | | 形式 | 時間 | 得点配分 |
|-------|--------|--------------------|--------------|-----|-----|-----|------|------|
| 第1次試験 | 法制度等 | 地方公務員制度 | 地方公務員法を中心とする | 約7問 | 10問 | 択一式 | 40分 | 50点 |
| | | 事務管理その他 | 本市の事務管理、市行政等 | 約3問 | | | | |
| | 専門的知識 | 選考等を行う職種における専門的知識 | | 約5問 | | 記述式 | 130分 | 250点 |
| 第2次試験 | 管理監督論文 | 係長として必要な管理監督に関する知識 | | 1問 | | 記述式 | 70分 | 150点 |

ウ コースⅢ

| 試験科目 | | 出題内容 | | 問題数 | | 形式 | 時間 | 得点配分 |
|-------|-----------|----------------------|--|-----|--|-----|-----|------|
| 第1次試験 | 市政等に関する論文 | 係長として必要な市政等に関する一般的知識 | | 1問 | | 記述式 | 70分 | 200点 |
| 第2次試験 | 管理監督論文 | 係長として必要な管理監督に関する知識 | | 1問 | | 記述式 | 70分 | 150点 |

(2) 第1次試験免除者

ア コースⅠ

| 試験科目 | | 出題内容 | | 問題数 | | 形式 | 時間 | 得点配分 |
|-------|--------|--------------------|--|-----|--|-----|-----|------|
| 第2次試験 | 管理監督論文 | 係長として必要な管理監督に関する知識 | | 1問 | | 記述式 | 60分 | 150点 |

イ コースⅡ及びコースⅢ

| 試験科目 | | 出題内容 | | 問題数 | | 形式 | 時間 | 得点配分 |
|-------|--------|--------------------|--|-----|--|-----|-----|------|
| 第2次試験 | 管理監督論文 | 係長として必要な管理監督に関する知識 | | 1問 | | 記述式 | 70分 | 150点 |

4 消防職

(1) 第1次試験受験者

ア コースⅠ

| 試験科目 | | 出 題 内 容 | | 問 題 数 | | 形式 | 時間 | 得点配分 |
|------------|-------------|-------------------------|------------------|-------|-----|-----|-----|------|
| 第1次 試 験 | 法制度等 | 地方公務員 制 度 | 地方公務員法を中心と する | 約7問 | 20問 | 択一式 | 60分 | 100点 |
| | | 地方自治 制 度 | 地方自治法を中心と する | 約6問 | | | | |
| | | 事務管理 そ の 他 | 本市の事務管理、市 行政等 | 約7問 | | | | |
| | 専門的知識 | 選考等を行う職種細分における専 門的知識 | | 約4問 | | 記述式 | 90分 | 200点 |
| 第2次 試 験 | 管理監督 論 文 | 係長として必要な管理監督に関す る知識 | | 1問 | | 記述式 | 60分 | 100点 |

イ コースⅡ

| 試験科目 | | 出 題 内 容 | | 問 題 数 | | 形式 | 時間 | 得点配分 |
|------------|-------------|------------------------|-------------------------|-------|-----|-----|-----|------|
| 第1次 試 験 | 法制度等 | 地方公務員 制 度 | 地方公務員法を中心と する | 約7問 | 10問 | 択一式 | 40分 | 100点 |
| | | 事務管理 そ の 他 | 本市の事務管理、市 行政等 | 約3問 | | | | |
| | | 専門的知識 | 選考等を行う職種細分における専 門的知識 | | 約4問 | | 記述式 | 100分 |
| 第2次 試 験 | 管理監督 論 文 | 係長として必要な管理監督に関す る知識 | | 1問 | | 記述式 | 70分 | 100点 |

ウ コースⅢ

| 試験科目 | | 出 題 内 容 | | 問 題 数 | | 形式 | 時間 | 得点配分 |
|------------|----------------|---------------------------|--|-------|--|-----|-----|------|
| 第1次 試 験 | 消防行政に 関する論文 | 係長として必要な消防行政に関す る一般的知識 | | 1問 | | 記述式 | 70分 | 200点 |
| 第2次 試 験 | 管理監督 論 文 | 係長として必要な管理監督に関す る知識 | | 1問 | | 記述式 | 70分 | 100点 |

(2) 第1次試験免除者

ア コースⅠ

| 試験科目 | | 出 題 内 容 | | 問 題 数 | | 形式 | 時間 | 得点配分 |
|------------|-------------|------------------------|--|-------|--|-----|-----|------|
| 第2次 試 験 | 管理監督 論 文 | 係長として必要な管理監督に関す る知識 | | 1問 | | 記述式 | 60分 | 100点 |

イ コースⅡ及びコースⅢ

| 試験科目 | | 出 題 内 容 | | 問 題 数 | | 形式 | 時間 | 得点配分 |
|------------|-------------|------------------------|--|-------|--|-----|-----|------|
| 第2次 試 験 | 管理監督 論 文 | 係長として必要な管理監督に関す る知識 | | 1問 | | 記述式 | 70分 | 100点 |

<別表7>第1類採用試験

| 試験区分 | | 申込者数 | 第1次試験 受験者数(a) | 第2次試験 対象者数 | 合格者数(b) | 倍率 (a)/(b) |
|------|------|---------|------------------|---------------|---------|---------------|
| 事務 | 行政一般 | 1,419 人 | 1,037 人 | 233 人 | 87 人 | 11.9 倍 |
| | 法 律 | 461 | 343 | 134 | 66 | 5.2 |
| | 経 済 | 244 | 188 | 118 | 49 | 3.8 |
| | 社会福祉 | 185 | 149 | 95 | 47 | 3.2 |
| 技術 | 土 木 | 136 | 77 | 60 | 45 | 1.7 |
| | 建 築 | 56 | 33 | 30 | 14 | 2.4 |
| | 機 械 | 53 | 37 | 27 | 11 | 3.4 |
| | 電 気 | 58 | 37 | 34 | 18 | 2.1 |
| | 応用化学 | 53 | 34 | 15 | 4 | 8.5 |
| | 造 園 | 25 | 16 | 12 | 9 | 1.8 |
| 研究 | 薬学 | 4 | 1 | 0 | - | - |
| | 機械 | 4 | 4 | 4 | 3 | 1.3 |
| | 応用化学 | 13 | 10 | 6 | 2 | 5.0 |
| | 獣 医 | 1 | 0 | - | - | - |
| 学校事務 | | 163 | 133 | 63 | 26 | 5.1 |
| 消 防 | | 554 | 428 | 118 | 48 | 8.9 |
| 計 | | 3,429 | 2,527 | 949 | 429 | 5.9 |

<別表8>第2類採用試験

| 試験区分 | | 申込者数 | 第1次試験 受験者数(a) | 第2次試験 対象者数 | 合格者数(b) | 倍率 (a)/(b) |
|------|------|-------|------------------|---------------|---------|---------------|
| 事務 | 行政一般 | 155 人 | 116 人 | 37 人 | 19 人 | 6.1 倍 |
| 技術 | 土 木 | 13 | 10 | 8 | 4 | 2.5 |
| | 建 築 | 2 | 2 | 2 | 1 | 2.0 |
| | 機 械 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1.0 |
| | 電 気 | 2 | 2 | 2 | 0 | - |
| 学校事務 | | 33 | 28 | 15 | 5 | 5.6 |
| 消 防 | | 456 | 353 | 89 | 45 | 7.8 |
| 計 | | 662 | 512 | 154 | 75 | 6.8 |

<別表 9>免許資格職採用試験（第 1 次試験 6 月実施分）

| 試験区分 | | 申込者数 | 第 1 次試験 受験者数 (a) | 第 2 次試験 対象者数 | 合格者数 (b) | 倍率 (a)/(b) |
|--------|------|------|---------------------|-----------------|----------|---------------|
| 薬 学 | | 16 人 | 10 人 | 6 人 | 3 人 | 3.3 倍 |
| 衛 生 | | 56 | 43 | 32 | 10 | 4.3 |
| 獣 医 | | 8 | 6 | 6 | 3 | 2.0 |
| 学 芸 | 化学 | 4 | 4 | 3 | 1 | 4.0 |
| | 生命科学 | 18 | 14 | 7 | 1 | 14.0 |
| 計 | | 102 | 77 | 54 | 18 | 4.3 |

<別表 10>免許資格職採用試験（第 1 次試験 9 月実施分）

| 試験区分 | | 申込者数 | 第 1 次試験 受験者数 (a) | 第 2 次試験 対象者数 | 合格者数 (b) | 倍率 (a)/(b) |
|-------|--|-------|---------------------|-----------------|----------|---------------|
| 保 育 I | | 402 人 | 289 人 | 149 人 | 77 人 | 3.8 倍 |

<別表 11>職務経験者採用試験

| 試験区分 | | 申込者数 | 第 1 次試験 受験者数 (a) | 第 2 次試験 対象者数 | 第 3 次試験 対象者数 | 合格者数 (b) | 倍率 (a)/(b) |
|--------|------|-------|---------------------|-----------------|-----------------|----------|---------------|
| 事 務 | 行政一般 | 993 人 | 697 人 | 185 人 | 72 人 | 45 人 | 15.5 倍 |
| | 社会福祉 | 54 | 45 | 45 | 24 | 13 | 3.5 |
| 技 術 | 土 木 | 62 | 51 | 51 | 36 | 17 | 3.0 |
| | 建 築 | 19 | 14 | 14 | 9 | 6 | 2.3 |
| | 機 械 | 39 | 31 | 25 | 12 | 7 | 4.4 |
| | 電 気 | 22 | 14 | 14 | 11 | 6 | 2.3 |
| 保 育 I | | 22 | 20 | 12 | | 4 | 5.0 |
| 計 | | 1,211 | 872 | 346 | 164 | 98 | 8.9 |

<別表 12>身体障害者を対象とした採用選考

| 試験区分 | | 申込者数 | 第 1 次試験 受験者数 (a) | 第 2 次試験 対象者数 | 合格者数 (b) | 倍率 (a)/(b) |
|------|--|------|---------------------|-----------------|----------|---------------|
| 行政一般 | | 83 人 | 74 人 | 39 人 | 14 人 | 5.3 倍 |
| 学校事務 | | 6 | 6 | 5 | 3 | 2.0 |
| 計 | | 89 | 80 | 44 | 17 | 4.7 |

<別表 13>採用選考(人事委員会分)

| 職 種 | 職種細分 (又は詳細) | 受験者数 | 合格者数 | 選考回数 |
|-----|-------------|------|----------------|------|
| 行政職 | (病院局係長級) | 4 人 | 2 人 (内1人補欠) | 1 回 |
| | (言語聴覚士) | 1 | 1 | 1 |
| | (国への割愛派遣者) | 3 | 3 | 1 |
| | (住宅都市局部長級) | 1 | 1 | 1 |
| 研究職 | (獣医) | 12 | 1 | 1 |
| 学芸職 | 学芸員 | 25 | 2 (内1人補欠) | 1 |
| | 学芸員 (課長級) | 1 | 1 | 1 |
| 医事職 | 医師 | 12 | 12 | 6 |
| 薬剤職 | (病院局係長級) | 1 | 1 | 1 |
| 計 | | 60 | 24 | 14 |

<別表 14>採用選考 (任命権者委任分)

| 任命権者 | 採用を必要とする職 | | 受験者数 | 合格者数 | 選考回数 |
|-----------|-----------------------|----------------|-------|------|------|
| | 職 種 | 職種細分 (又は詳細) | | | |
| 市 長 | 医事職 | 医師 | 1 人 | 1 人 | 1 回 |
| | 看護保健職 | 保健師 | 162 | 31 | 2 |
| | | 看護師 | 5 | 4 | 3 |
| | 労務職 | — | 50 | 1 | 1 |
| 交 通 局 長 | 運輸職 | 運輸業務 | 65 | 63 | 3 |
| | | 技術業務 | 9 | 8 | 1 |
| 病 院 局 長 | 医事職 | 医師 | 19 | 19 | 5 |
| | 医療技術職 | 診療放射線技師 | 22 | 4 | 1 |
| | | 理学療法士 | 7 | 5 | 1 |
| | | 臨床工学技士 | 18 | 11 | 3 |
| | | 臨床検査技士 | 14 | 7 | 1 |
| | 看護保健職 | 助産師 | 138 | 112 | 2 |
| | | 看護師 | | | |
| 准看護師 | | | | | |
| 小 計 | | | 510 | 266 | 24 |
| 教 育 委 員 会 | 学校事務職 (育休代替等任期付職員) | — | 27 | 10 | 1 |
| | 労務職 (育休代替等任期付職員) | — | 611 | 3 | 2 |
| 小 計 | | | 638 | 13 | 3 |
| 合 計 | | | 1,148 | 279 | 27 |

<別表 15>採用選考（人事委員会承認分）

| 採用／ 任期の更新 | 任命権者 | 職 種 | 申請件数 | 延人数 | 承認者数 | 承認回数 |
|--------------|---------|---------------------|-----------------|-----|------------------|------|
| 採用 | 市 長 | 医事職 (任期付職員) | 1 件 | 1 人 | 1 人 | 1 回 |
| | 教育委員会 | 教員(指導主事) (任期付職員) | 5 | 36 | 36 ^{※1} | 5 |
| 任期の更新 | 市 長 | 行政職 (任期付職員) | 3 | 3 | 3 | 3 |
| | 教育委員会 | 教員(指導主事) (任期付職員) | 1 ^{※2} | 56 | 56 | 1 |
| 他の職への 任用 | 病 院 局 長 | 行政職 (任期付職員) | 1 | 1 | 1 | 1 |

※1 内 4 人は補欠承認

※2 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及びスクールアドバイザーを一括申請。

<別表 16>課長以上昇任選考

| 職 種 | 受 験 者 数 | 合 格 者 数 | 選 考 回 数 |
|-----------|---------|---------|---------|
| 行 政 職 | 150 人 | 150 人 | 3 回 |
| 研 究 職 | 4 | 4 | |
| 消 防 職 | 35 | 35 | |
| 保 育 職 | 5 | 5 | |
| 教 育 指 導 職 | 1 | 1 | |
| 司 書 職 | 1 | 1 | |
| 学 芸 職 | 0 | 0 | |
| 医 事 職 | 11 | 11 | |
| 薬 剤 職 | 1 | 1 | |
| 獣 医 職 | 1 | 1 | |
| 衛 生 職 | 6 | 6 | |
| 医 療 技 術 職 | 1 | 1 | |
| 看 護 保 健 職 | 5 | 5 | |
| 運 輸 職 | 0 | 0 | |
| 計 | 221 | 221 | 3 |

<別表 17>医事職係長昇任選考

| 受 験 者 数 | 合 格 者 数 | 選 考 回 数 |
|---------|---------|---------|
| 1 人 | 1 人 | 1 回 |

<別表 18> 消防職係長昇任選考・係長転任試験

| 種別 合格者 数等 区分 | コース I | | | コース II | | | コース III | | | 計 | | |
|-----------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| | 受験者数 A (人) | 合格者数 B (人) | 倍率 A/B (倍) | 受験者数 C (人) | 合格者数 D (人) | 倍率 C/D (倍) | 受験者数 E (人) | 合格者数 F (人) | 倍率 E/F (倍) | 受験者数 G (人) | 合格者数 H (人) | 倍率 G/H (倍) |
| 一般消防 | 98 | 11 | 8.9 | 128 | 10 | 12.8 | 7 | 1 | 7.0 | 233 | 22 | 10.6 |
| 航空消防 | 0 | - | - | 1 | - | - | 0 | - | - | 1 | - | - |
| 計 | 98 | 11 | 8.9 | 129 | 10 | 12.9 | 7 | 1 | 7.0 | 234 | 22 | 10.6 |

- (注) 1. 受験者数とは第 1 次試験受験者数を、合格者数とは最終合格者数をいう。
 2. 第 1 次試験……………平成 28 年 7 月 13 日実施、平成 28 年 8 月 22 日合格者発表
 3. 最終合格者発表……………平成 28 年 9 月 15 日

<別表 19>

平成28年度係長昇任選考・係長転任試験の実施結果

| 職種(区分) | コースⅠ | | | | | コースⅡ | | | | | コースⅢ | | | | | 計 | | | | | | |
|--------|-------------|------------|-------------|------------|-----------|-------------|-----------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|---------------|-------------|-------------|-------------|------------|------|--|
| | 受験者数 | 第1次試験合格者数 | 第2次試験受験者数 | 合格者数 | 合格倍率 | 受験者数 | 第1次試験合格者数 | 第2次試験受験者数 | 合格者数 | 合格倍率 | 受験者数 | 第1次試験合格者数 | 第2次試験受験者数 | 合格者数 | 合格倍率 | 受験者数 | 第1次試験合格者数 | 第2次試験受験者数 | 合格者数 | 合格倍率 | | |
| | A(人) | (人) | (人) | B(人) | A/B(倍) | C(人) | (人) | (人) | D(人) | C/D(倍) | E(人) | (人) | (人) | F(人) | E/F(倍) | G(人) | (人) | (人) | H(人) | G/H(倍) | | |
| 行政職 | 事務 | 276 (9) | 105 | 114 (9) | 97 (6) | 2.8 | 80 (6) | 28 | 34 (6) | 22 (1) | 3.6 | 3 | 2 | 2 | 2 | 1.5 | 359 (15) | 135 | 150 (15) | 121 (7) | 3.0 | |
| | 土木 | 87 (1) | 9 | 10 (1) | 10 (1) | 8.7 | 43 (2) | 1 | 3 (2) | 2 (1) | 21.5 | 3 | 1 | 1 | 0 | 0.0 | 133 (3) | 11 | 14 (3) | 12 (2) | 11.1 | |
| | 建築 | 21 | 5 | 5 | 5 | 4.2 | 19 | 6 | 6 | 4 | 4.8 | 6 (1) | 2 | 3 (1) | 3 (1) | 2.0 | 46 (1) | 13 | 14 (1) | 12 (1) | 3.8 | |
| | 機械 | 15 | 4 | 4 | 4 | 3.8 | 9 (1) | 1 | 2 (1) | 1 | 9.0 | | | | | | 24 (1) | 5 | 6 (1) | 5 | 4.8 | |
| | 電気 | 14 (1) | 2 | 3 (1) | 2 | 7.0 | 24 | 3 | 3 | 2 | 12.0 | 5 | 2 | 2 | 2 | 2.5 | 43 (1) | 7 | 8 (1) | 6 | 7.2 | |
| | 造園 | 5 | 2 | 2 | 1 | 5.0 | 1 | 0 | 0 | 0 | - | 1 | 0 | 0 | 0 | - | 7 | 2 | 2 | 1 | 7.0 | |
| | 応用・工業化学 | 6 | 1 | 1 | 1 | 6.0 | 1 | 0 | 0 | 0 | - | | | | | | 7 | 1 | 1 | 1 | 7.0 | |
| | 農芸化学 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 生物 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 医学物理 | 1 | 0 | 0 | 0 | - | 1 | 0 | 0 | 0 | - | | | | | | 2 | 0 | 0 | 0 | - | |
| 保育職 | 14 | 1 | 1 | 0 | 0.0 | 54 (2) | 9 | 11 (2) | 9 | 6.0 | 21 (1) | 4 | 5 (1) | 5 (1) | 4.2 | 89 (3) | 14 | 17 (3) | 14 (1) | 6.4 | | |
| 司書職 | 8 | 0 | 0 | 0 | - | 9 | 2 | 2 | 1 | 9.0 | | | | | | 17 | 2 | 2 | 1 | 17.0 | | |
| 学芸職 | 5 | 0 | 0 | 0 | - | 7 | 1 | 1 | 1 | 7.0 | | | | | | 12 | 1 | 1 | 1 | 12.0 | | |
| 薬剤職 | 8 | 0 | 0 | 0 | - | 4 | 0 | 0 | 0 | - | 1 | 0 | 0 | 0 | - | 13 | 0 | 0 | 0 | - | | |
| 獣医職 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0.0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1.0 | | | | | | 2 | 2 | 2 | 1 | 2.0 | | |
| 栄養指導職 | | | | | | 3 | 0 | 0 | 0 | - | 2 | 0 | 0 | 0 | - | 5 | 0 | 0 | 0 | - | | |
| 衛生職 | 17 (1) | 5 | 6 (1) | 5 (1) | 3.4 | 2 | 1 | 1 | 1 | 2.0 | | | | | | 19 (1) | 6 | 7 (1) | 6 (1) | 3.2 | | |
| 医療技術職 | 診療放射線技師 | 9 | 0 | 0 | 0 | - | 6 | 0 | 0 | 0 | - | 5 | 0 | 0 | 0 | - | 20 | 0 | 0 | 0 | - | |
| | 医療検査技術者 | 2 | 1 | 1 | 1 | 2.0 | 12 | 2 | 2 | 1 | 12.0 | | | | | | 14 | 3 | 3 | 2 | 7.0 | |
| | 理学療法士 | 1 | 0 | 0 | 0 | - | 8 | 0 | 0 | 0 | - | 2 | 0 | 0 | 0 | - | 11 | 0 | 0 | 0 | - | |
| | 作業療法士 | 2 | 0 | 0 | 0 | - | 3 | 1 | 1 | 1 | 3.0 | | | | | | 5 | 1 | 1 | 1 | 5.0 | |
| | 歯科衛生士 | | | | | | | | | | | 1 | 0 | 0 | 0 | - | 1 | 0 | 0 | 0 | - | |
| | 臨床工学技士 | 1 | 0 | 0 | 0 | - | 1 | 0 | 0 | 0 | - | | | | | | 2 | 0 | 0 | 0 | - | |
| 看護保健職 | 保健師 | 8 (1) | 1 | 2 (1) | 2 (1) | 4.0 | 13 | 1 | 1 | 0 | 0.0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1.0 | 22 (1) | 3 | 4 (1) | 3 (1) | 7.3 | |
| | 助産師 | | | | | | 3 | 0 | 0 | 0 | - | 3 | 0 | 0 | 0 | - | 6 | 0 | 0 | 0 | - | |
| | 看護師 | 18 | 1 | 1 | 1 | 18.0 | 45 | 4 | 4 | 3 | 15.0 | 10 | 1 | 1 | 1 | 10.0 | 73 | 6 | 6 | 5 | 14.6 | |
| 清掃職 | | | | | | 17 | 0 | 0 | 0 | - | 1 | 1 | 1 | 1 | 1.0 | 18 | 1 | 1 | 1 | 18.0 | | |
| 動物飼育職 | | | | | | 6 | 0 | 0 | 0 | - | | | | | | 6 | 0 | 0 | 0 | - | | |
| 水道業務職 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 運輸職 | 運輸業務 | 21 | 1 | 1 | 0 | 0.0 | 31 | 1 | 1 | 1 | 31.0 | | | | | | 52 | 2 | 2 | 1 | 52.0 | |
| | 技術業務 | 2 | 0 | 0 | 0 | - | 3 | 0 | 0 | 0 | - | | | | | | 5 | 0 | 0 | 0 | - | |
| 守衛職 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 542 (13) | 139 | 152 (13) | 129 (9) | 4.2 | 406 (11) | 62 | 73 (11) | 50 (2) | 8.1 | 65 (2) | 14 | 16 (2) | 15 (2) | 4.3 | 1,013 (26) | 215 | 241 (26) | 194 (13) | 5.2 | | |

注1 ()内の数は、第1次試験免除者の数で内数である。

注2 「受験者数」は、筆記試験の受験者数である。

注3 数値には転任を含む。

<別表 20> 転任試験

| 試験の種類 | 申込者数 | 受験者数 | 第2次試験 対象者数 | 合格者 | | |
|-----------------------|-------|-------|---------------|---------------|---------------|-----|
| | | | | 転任前 | 転任後 | 人数 |
| 第1類 | 110 人 | 107 人 | 35 人 | 労務職 | 行政職 (土木) | 2 人 |
| | | | | | 行政職 (機械) | 1 |
| | | | | 運輸職 (技術業務) | 行政職 (機械) | 1 |
| | | | | 行政職 (応用化学) | 研究職 (応用化学) | 1 |
| | | | | 教育指導職 | 学校事務職 | 3 |
| 第2類 | 0 | — | — | — | — | — |
| 免許資格職 (第1次試験6月実施分) | 3 | 3 | 1 | 衛生職 | 薬剤職 | 1 |
| 免許資格職 (第1次試験9月実施分) | 5 | 2 | 1 | — | — | 0 |
| 計 | 118 | 112 | 37 | 9 | | |

<別表 21> 転任承認

| 転任前 | 転任後 | 申請者数 | 承認者数 | 承認回数 |
|-------|-------|------|------|------|
| 教育指導職 | 行政職 | 1 人 | 1 人 | 1 回 |
| 教 員 | 教育指導職 | 8 | 8 | |
| 計 | | 9 | 9 | 1 |

<別表 22> 条件付採用期間の延長

| 任命権者 | 決定件数 | 内 訳 | |
|------|------|-------|---------------------------|
| | | 職 種 | 期間 |
| 市長 | 2 件 | 行政職 | 平成28年10月1日から平成28年10月31日まで |
| | 1 | 行政職 | 平成28年10月1日から平成28年11月30日まで |
| | 2 | 行政職 | 平成28年11月1日から平成28年12月31日まで |
| | 1 | 行政職 | 平成29年1月1日から平成29年3月31日まで |
| | 1 | 保育職 | 平成28年10月1日から平成28年12月31日まで |
| | 1 | 保育職 | 平成29年1月1日から平成29年2月28日まで |
| 交通局 | 1 | 運輸職 | 平成28年7月1日から平成28年7月31日まで |
| 病院局 | 1 | 医事職 | 平成28年10月1日から平成29年3月31日まで |
| | 1 | 看護保健職 | 平成28年10月1日から平成28年10月31日まで |
| | 1 | 看護保健職 | 平成28年10月1日から平成28年11月30日まで |
| | 1 | 看護保健職 | 平成28年11月1日から平成28年11月30日まで |
| | 1 | 看護保健職 | 平成28年12月1日から平成29年1月31日まで |
| | 1 | 看護保健職 | 平成28年12月1日から平成29年3月31日まで |
| 計 | 15 | — | — |

<別表23> 臨時的任用の更新

| 任命権者 | 承認件数 | 延人数 | 業 務 内 容 | |
|---------|-------|-------|---------------|-------|
| 市長 | 441 件 | 494 人 | 事 務 | 193 件 |
| | | | 保 育 業 務 | 214 |
| | | | 指 導 員 業 務 | 5 |
| | | | ご み 処 理 業 務 | 21 |
| | | | 重 労 役 業 務 | 1 |
| | | | 労 務 雑 役 | 7 |
| 教育委員会 | 75 | 85 | 事 務 | 15 |
| | | | 栄 養 士 業 務 | 12 |
| | | | 教 諭 業 務 | 5 |
| | | | 養 護 教 諭 業 務 | 2 |
| | | | 講 師 業 務 | 36 |
| | | | 主 事 技 師 級 業 務 | 4 |
| | | | そ の 他 業 務 | 1 |
| 消 防 長 | 11 | 11 | 事 務 | 11 |
| 上下水道局長 | 14 | 14 | 事 務 | 5 |
| | | | 技 術 補 助 | 5 |
| | | | 労 務 雑 役 | 4 |
| 交 通 局 長 | 2 | 2 | 事 務 | 2 |
| 計 | 543 | 606 | | |

名古屋市人事委員会年報

発行年月日 平成 29 年 7 月 3 日
(内容：平成 29 年 3 月 31 日現在)

編集発行 名古屋市人事委員会事務局
〒460-8508
名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
TEL：052-972-3305
FAX：052-972-4182